

政策資料

No.237

《復刊132号》
1986年6月1日

巻頭言 細谷治嘉 1

〈特集〉**I 国鉄問題について**

- 国鉄雇用問題に関するわが党の考え方
と「国鉄雇用対策法案要綱」について 2
- 国鉄雇用問題に関する対策の作成につ
いて 3

〈資料〉自民党政府案及び社会党案の
構図 6

- 日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対
策特別措置法案要綱 7
- 解説 国鉄問題のポイント 12
- 第三次特定地方交通線の承認申請を国
鉄が行うにあたって 16
- 日本国有鉄道の経営する事業の運営の
改善のために昭和61年度において緊急
に講すべき特別措置に関する法律案に
対する附帯決議(案) 17

II 國際協力問題について

- 南北格差解消の国際経済協力政策
(第一次案)「成長極大化戦略」から
「二重の貧困」との闘いへ 18
- 東京サミットめぐるわが党の主張と
提言ー不戦・核廃絶と南北和解・經
済政策協調への道 30

〈資料〉

- 申入れ(減税要求) 44
- 〈参考資料〉与野党書記長・幹事長会談
における回答 34
- 「経構研」最終報告書について(談話) 35
- 政府税調「中間報告」に関する談話 36
- 行革審「推進状況調査小委員会」報告
に関する談話 37
- 石炭政策推進についての申し入れ 38
- 労働基準法の一部を改正する法律案 39
- 中小企業庁設置法案要綱(案) 41
- 戦時災害援護法(案) 42

日本社会党政策審議会

言頭巻



逆行する税制改革の方向

細谷治嘉

政策審議会副会長

中曾根首相は、所得税を中心

大幅減税策を四月ごろ発表、秋にはこれと見合う増税案を検討し、来年度から実施すると言明してきた。無論、参議院選挙と衆議院の解散、総選挙を同時にやる構想である。ところが五月上旬、同日選挙が困難となり、総理の野望は見事に崩れ去った。

税制抜本見直しの諮問をうけた

政府税制調査会は、昨年九月以降、数回の総会、特別部会を重ね、こし四月二十五日に首相に提出する中間報告を固めた。その骨子は

(一) 法人課税の実効税率を今の五

二・九二%から、五〇%以下の

(二) 水準に引下げる。
個人所得税と住民税を合せた最高税率（現行八八%）を六〇%台に下げるほか、年収四〇百万円の中堅所得層を中心に税率区分を減らし、負担増をなだらかにする。

(三) 専業主婦のための配偶者控除制度を設ける（二分二乗方式は否定）

(四) 自営業者や赤字法人に対する課税強化をはかる。

など、これを基礎に夏から増税論議をはじめることにした。なお、自民税調も、ほぼ同様の中間報告をまとめている。

は法人税の軽減、大型消費税の導

水準に引下げる。

(二) 個人所得税と住民税を合せた最高税率（現行八八%）を六〇%台に下げるほか、年収四〇

百万円の中堅所得層を中心に税

率区分を減らし、負担増をなだらかにする。

(三) 専業主婦のための配偶者控除

制度を設ける（二分二乗方式は

否定）

(四) マル優・少額貯蓄非課税制度

の見直し、

(五) 資産所得課税（富裕税）

の見直し、

(六) 小倉会長が金融資産の元本に課

税するとの姿勢を積極的に示した

のは、中間報告が、高額所得者、

法人優遇などの批判を避けるため

だと伝えられている。事実、報告

は法人税の軽減、大型消費税の導

政府税調の小倉会長は四月三〇日、日本記者クラブの講演で、右の中間報告で示した減税財源について

（一）大型間接税の創設

（二）マル優・少額貯蓄非課税制度

（三）資産所得課税（富裕税）

（四）小倉会長が金融資産の元本に課

税するとの姿勢を積極的に示した

のは、中間報告が、高額所得者、

法人優遇などの批判を避けるため

だと伝えられている。事実、報告

は法人税の軽減、大型消費税の導

だが、キャピタルゲイン課税など租税特別措置を厳しく排除している。シヤウプ税制の見直しというが、見直さるべき点は、我が国自体が手を加えたものといえる。私は、今こそシヤウプ勧告の精神に

もどれと叫びたい。

読売新聞の全国世論調査によれば、年間所得四〇八百万円の減税には八二・二%が賛成、年間所得八百万円以上の負担軽減には五一・二%が反対している。また、最低税率の引上げや課税最低限の引下げには、七三・三%が反対であった。銘記すべきは、この点である。

入など不公平を一段と増幅する意図がありありである。

中曾根总理は、シヤウプ勧告の

抜本的見直しと称し、レーガン税制の簡素化を目指している。レーガンの所得税率区分は三段階だが、六五項目に及ぶ各種控除を一切廃止してスッキリしているが、税調報告ではそれが見られない。

I

国鉄問題について

一九八六・四・一八

「国鉄雇用問題に関するわが党の考え方と 「国鉄雇用対策法案要綱」について

日本社会党国鉄再建政策プロジェクトチーム

委員長

嶋崎

譲

日本社会党国鉄雇用問題対策プロジェクトチーム

主査

多賀谷 真稔

一、わが党はこのほど国鉄改革問題に関連して、国鉄雇用問題に関する基本的な政策と「国鉄雇用対策法案要綱」をまとめ、決定した。

これらは、わが党がすでに決定し、公表している「日本鉄道株式会社(承継新会社)法案要綱」「国鉄解散・長期債務処理法案要綱」

などと一体のものである。

一、国鉄再建・改革問題は、長年の懸案であり、今国会の最重要テーマの一つとなつてゐるが、その主要な争点が、①国鉄の経営形態の改革は、どのような内容であるべきか、②膨大な累積債務をどのように解消すべきか、③地方交通線の存廃問題にどのよ

うな結論を出すべきか、及び④国鉄の「過員」あるいは「余剰人員」問題をどのように解決するか、などであることは、周知のことである。

①、②及び③の争点については、右の両法案要綱にわが党の考え方が盛り込まれてゐるが、④の争点については、わが党は、「国鉄解散・長期債務処理法案要綱」において「国鉄事業を新会社が引き継ぐ際には、新会社は、国鉄職員についても全員引き継ぐ」との考えを盛り込むにとどまっていた。その後、わが党は、国鉄改革案に責任をもつ立場から、④の争点について引き続き検討してきたが、その結果、右の両法案要綱に盛り込まれた措置によつてもなお、「過員」問題は解決されず、承継新会社の健全な経営を確保するためには、「一定の「過員」」が存在し続ける状態について、特別な対策が必要である、と判断するに至つた。

一、本日発表する「国鉄雇用対策法案要綱」は、このような検討結果をふまえ、すでに

公表している「承継新会社法案要綱」など、國鉄改革に関するわが黨の対案に責任をもつ立場から、かが黨の國鉄経営改革案によつてもなお存在し続ける「過員」問題の解決として、國民に提案するものである。一、わが黨の國鉄雇用問題に関する考え方や「國鉄雇用対策法案要綱」は、もちろん、政府・自民黨の國鉄「余剰人員」問題に関する考え方や関係法律案とは、全く異質のものであり、対応策の前提を異にしている。政府案は、國鉄改革とは名ばかりで、國鉄を分割・解体し、地方交通線は切り捨てるなど、その公共輸送機関としての機能を後退させようとしているのに対して、わが黨の國鉄改革案は、歴代政府自民党による様々な負担の押し付けや制約、介入などによつて危機に頻している國鉄を、これらの負担、制約、介入から「解放」するため「株式会社の形態をとつた公企業」として再生させ、その公的機能を維持・発展させようとするものである。

また、政府案は、國鉄再建監理委員会の密室の論議の中から生み落とされた、中曾根内閣と財界の「共同謀議法案」であるのに対し、わが黨の國鉄改革案は、これに反対する三五〇〇万署名者の期待に応える、わが党と広範な國民の「共同要求法案」とも言うべき性格をもつてゐる。

一、わが黨の國鉄雇用問題に関する考え方や「國鉄雇用対策法案要綱」は、もちろん、政府・自民黨の國鉄「余剰人員」問題に関する考え方や関係法律案とは、全く異質のものであり、対応策の前提を異にしている。政府案は、國鉄改革とは名ばかりで、國鉄を分割・解体し、地方交通線は切り捨てるなど、その公共輸送機関としての機能を後退させようとしているのに対して、わが

党の國鉄改革案は、歴代政府自民党による

一九八六・四・一

一方的にその「整理」を行なおうとするものとは全く違ひ、國民の需要に積極的に応えることが國鉄または承継新会社における雇用機会の確保にもつながることに留意し、國鉄労働者の基本的権利の尊重とその

雇用と生活の安定に十分配慮しつつ、國鉄労働者に対しても國鉄の抜本的改革の必要性とわが黨の國鉄経営改革案について十分な理解と協力を求めて、國鉄雇用問題の解決を図ろうとするものである。

一、わが党としては、今後も引き続き、わが党の一連の國鉄改革案を具体化・豊富化するための検討作業を進め、国会における政府案とわが党案の併行審議が始まるとまでは、その基本的な準備作業を終えたないと考へている。

国鉄雇用問題に関する対案の作成について

国鉄再建・政策プロジェクトチーム

対案の必要性と経過

(1) 自民党政府の國鉄改革案は、國鉄再建監理委員会の「意見」を「錦の御旗」に、国民の共有財産である國鉄を理不尽にも六つの旅客鉄道会社をはじめ鉄道貨物会社、新

幹線保有機構等に分割・解体するなど、きわめて大規模かつ重大な問題をかかえたものであり、その帰趨は、今後の國民経済、國民生活にきわめて重大な影響を及ぼすとともに、國鉄を今日まで支えてきた國鉄労働者に対しても不適な犠牲を強要することと

なる内容となつてゐる。

(2) このためわが党は、こうした自民党政

案が抱える問題点をきびしく追及するとともに、自民党政案への対案を提出し、国民の支持を求めつつ徹底的に闘うという基本的態度を固め、対案作成作業に取りかかり、すでに、全国一元のネットワークを確保することを基本とした「日本鉄道株式会社法案要綱」等を決定し、公表している。

(3) このように、わが党が自民党政案に対し、対案を提出して闘うこととした以上、国鉄雇用問題についても対案を提出しなければならないことは、当然である。

(4) このような考え方から、わが党は、経営関連諸法案の作成作業と同時並行的に、国鉄雇用問題に関する対案の検討をすすめ、政府案の国会審議が始まるまでに対案を示すことができるよう努力してきた。

(5) 一方、政府案については、「国鉄六一年度緊急措置法案」が提出されたのを皮切りに、「国鉄改革法案」など国鉄改革八法案が三月一八日までに出そろい、近々「六一年度緊急措置法案」が衆議院本会議に上程され、各党代表質問が行なわれる形勢となってきた。

(6) 従つて、このような国会情勢に対応し、わが党としても、早急に国鉄雇用問題に関する考え方（対案内容）を取りまとめる必

要性が生じている。

(7) なお、国鉄雇用問題に関する態度あるいは対応策の決定は、問題の性格上、また特にその関係労働者及び関係労働組合に及ぼす影響の大きさ等を考慮すれば、きわめて慎重を要することである。従つて、党としての態度や対案内容を公表する以前に、総評はじめ関係労働組合に対し、これについて十分説明し、その理解と協力を求める必要がある。

2 対案の基本的立場

(1) 国鉄雇用問題に関する対案は、もちろん、経営関連の対案と一体のものである。

(2) わが党の国鉄経営改革関連法案は、雇用問題も考慮して構想され、国鉄経営改革が、国鉄または新事業体（日本鉄道株式会社）内部における雇用機会の創出にもつながり、少なくとも今以上に雇用不安を大きくすることにはならないよう、十分に配慮されたものである。

(3) しかしながら、そうした配慮によつてもなお、国鉄または新事業体において職員を他に転換する必要性が存在し続けることは、否定できない。

3 対案の基本的考え方

(1) 経営努力の先行と国の責任の明確化

国鉄経営形態の改革と同時並行的に、国鉄雇用問題の解決を図ることとするが、その解決に当たつては、国鉄または新事業体（日本鉄道株式会社）における内部努力を行なつても、基本的には国の責任において国鉄労働者の雇用と生活の安定を確保するためには必要な措置を講じることとする。

(2) 特別対策期間の設定と「ゆるやかな」解決

講じなければならない。

自民党政案のように、国鉄経営形態の改革の実施（新事業体への移行）時におい

て国鉄または新事業体の労使、特に労働者にウムを言わせず、強引に雇用問題解決の方策を押しつけるような不当かつ無理な方法はとらず、経営形態の改革の実施時期の前後を通じ、一定の特別対策期間を設け、必要な措置を講じた上で、無理のない比較的「ゆるやかな」方法で雇用問題の解決を図ることとする。

(3) 労働者の身分及び権利の保障

このため、国鉄経営形態の改革の実施時には、国鉄職員を全員新事業体が承継雇用することとし（すでに「国鉄解散・長期債務処理法案」において措置ずみ）、国鉄労働者の身分及び権利を保障した上で、雇用問題の解決を図ることとする。

(4) 差別や選別、退職強要の排除

また、国鉄雇用問題を解決するに当たつては、国鉄労働者に一方的に犠牲を強いいるような方法もとらず、差別や選別を排除し、退職の強要や一方的解雇はしないこととする。

(5) 希望退職者の募集

従つて、国鉄雇用問題は、退職時特別給付金の支給、再就職先の確保等、国鉄労働者の雇用と生活の安定を確保するための措置を講じた上で、希望退職者を募集することによって、その解決を図ることとする。

(6) 再就職先の確保等

再就職先の確保については、国鉄または新事業体がそのために最大限の努力をすることは当然のことであるが、今日の雇用情勢を踏まえるならば、それだけでは非常に困難であることにかんがみ、国が率先して国鉄または新事業体の希望退職者を採用し、特殊法人等にも国に準じた措置をとるよう要請するとともに、地方公共団体にも積極的な協力を要請し、さらに民間企業にも協力を求めることとする。

その際、希望退職者の労働条件について、できるかぎり従前と同程度のものを確保することとする一方、受入れ側についても、そのことによつて大きな負担を強いられることとならないよう、国は十分配慮し、また特に民間企業に対しても、受入れ促進等のため「希望退職者雇用助成金」を支給することとする。

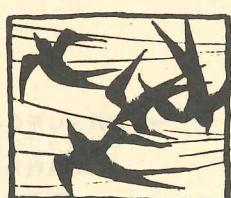
(7) 労使の協議・協力

以上のような考え方、措置について、国鉄各労働組合の理解を求め、国鉄または新事業体の労使間で十分交渉・協議し、協力しつつ、希望退職者の募集を進めることとする。

(8) 国鉄関連企業労働者への配慮

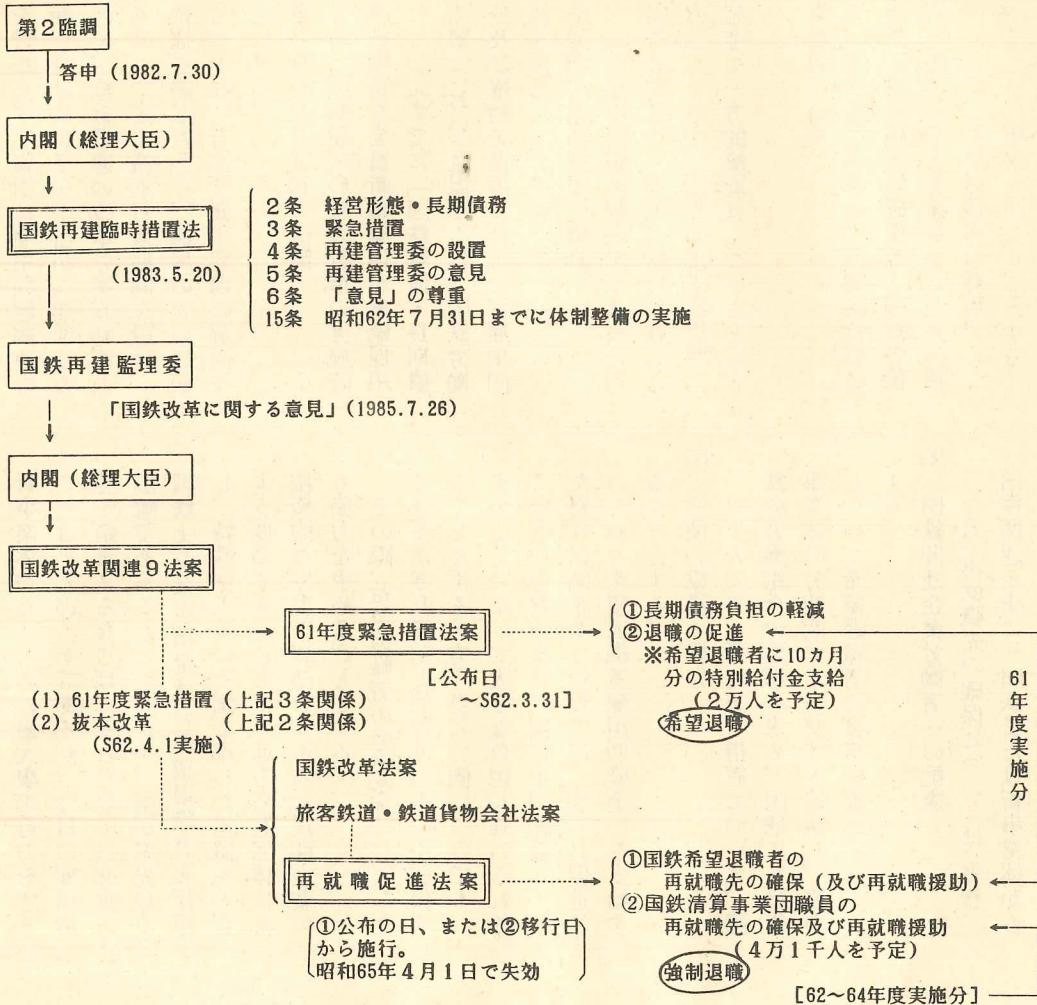
なお、再就職先の確保については、当然、国鉄関連企業にも国鉄または新事業体から積極的な協力を求めることになるが、その

際、当該国鉄関連企業の実情に十分配慮してすることとし、国鉄関連企業が国鉄または新事業体の希望退職者を受け入れることが、当該企業において、労働者の退職を強要する結果となるなど、新たな雇用問題を派生させることとならないよう十分配慮することとする。

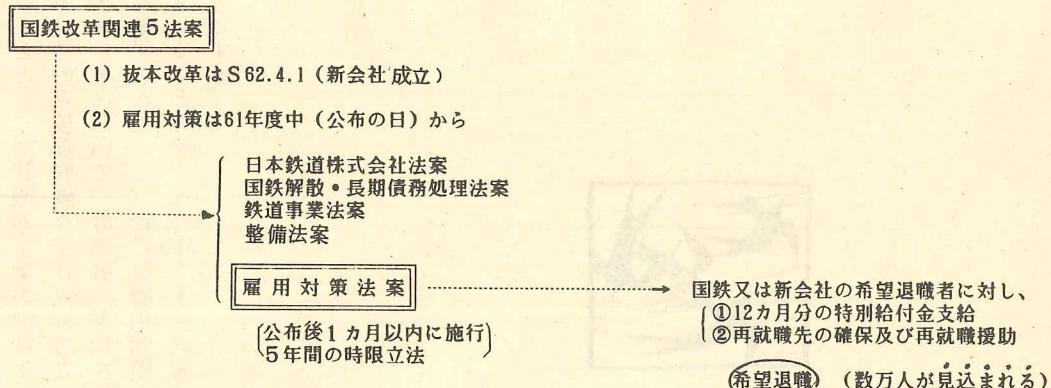


資料> 自民党政府案及び社会党案の構図

○自民党政府案



○ 社会党案



日本鉄道株式会社希望退職者雇用対策特別措置法案要綱

職の促進を図るため、最大限の努力をしなければならないものとすること。

2 会社は、この法律に定める措置を実施するに当たっては、退職を希望する職員の募集に応ずること等を強要し、又は差別的取扱いをしてはならないものとすること。

第五 希望退職者等再就職促進基本計画

希望退職予定職員が退職した場合における当該退職をした者（傷病その他政令で定める事由により退職した者を除く。）をいうものとすること。

3 この法律において「希望退職予定職員」とは、第九の(三)の規定による認定を受けている職員をいうものとすること。

第六 希望退職者等の見込数

1 国は、希望退職者等再就職促進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならないものとすること。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとすること。

第三 国の責務

国は、希望退職者及び希望退職予定職員（以下「希望退職者等」という。）の再就職の促進のために必要な施策を総合的かつ計画的に推進しなければならないものとすること。

二 国、特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人その他これに準ずるものとして政令で定める法人（以下「特殊法人等」という。）及び地方公共団体による希望退職者等の採用に関する事項

三 一般事業主（事業主であつて前号に掲げるもの以外のものをいう。以下同じ。）による希望退職者等の採用に関する事項

四 その他希望退職者等の再就職の促進のために必要な措置に関し基本となるべき事項

第四 会社の責務

1 この法律（第十の(一)及び第十の(二)第二項を除く。）において「職員」とは、日本鉄道株式会社（以下「会社」という。）に常時勤務する者（役員及び期間を定めて雇用される者で政令で定めるものを除く。）をいうものとすること。

2 この法律において「希望退職者」とは、

1 会社は、職員が加入する労働組合の意見を尊重しつつ、事業の拡大、職員の配置の検討等により希望退職者等の数をできる限り抑制とともに、希望退職者等の再就

とすること。

4 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成す

る場合には、あらかじめ、関係行政機関の
長、都道府県知事及び一般事業主の主要な
団体の意見を聴かなければならぬものと
すること。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣

議の決定があつたときは、遅滞なく、基本
計画の概要を公表しなければならないもの
とすること。

6 前三項の規定は、基本計画の変更につい て準用するものとすること。

第六 適正な職員の数の算定等

1 第五第二項第一号に掲げる希望退職者等

の見込数の算定の基礎とするため、会社は、
車両等の運行の安全の確保、利用者の需要
への適切な対応、職員の労働条件の維持改
善等を考慮して、その経営する事業の適正
かつ健全な運営を確保するために必要とさ
れる職員の数を算定し、日本鉄道株式会社
希望退職者等雇用対策本部長（第十五を除
き、以下「本部長」という。）に報告しなけ
ればならないものとすること。

2 会社は、前項の職員の数を算定するに當 たつては、職員が加入する労働組合と協議 しなければならないものとすること。

2 実施計画においては、希望退職者等の見
込数、退職を希望する職員の募集、教育訓
練、求人の開拓、職業紹介等に関する事項
を定めるものとすること。

3 第六第二項の規定は、実施計画の作成及
び変更について準用するものとすること。

第七 希望退職者等採用促進計画

1 国は、毎年度、基本計画に基づき、希望 退職者等採用促進計画（以下「採用促進計 画」という。）を定めなければならないもの とすること。

2 採用促進計画においては、国、特殊法人
等、地方公共団体及び一般事業主の区分ご
との希望退職者等の採用の促進に関する事
項を定めるものとすること。

3 第五第三項から第五項までの規定は、採
用促進計画の作成存び変更について準用す
るものとすること

第八 希望退職者等再就職促進実施計画

1 会社は、毎年度、基本計画に基づき、希 望退職者再就職促進実施計画（以下「実施 計画」という。）を作成し、総理府令で定め るところにより、本部長の認可を受けなけ ればならないものとすること。これを変更 しようとするときも同様とするものとすること。

四 特別給付金の支給

会社は、希望退職予定職員が退職したと
きは、その者が次の各号のいずれかに該当
する場合を除き、その者に対し、特別の給
付金（以下「特別給付金」という。）を支給
しなければならないものとすること。

-8-

第九 会社の講ずる措置

(一) 雇用の継続のための措置

会社は、新たな職員の採用の抑制、職員
の適正な配置その他職員の雇用の継続を図
るために必要な措置を講じなければならない
ものとすること。

(二) 退職を希望する職員の募集

会社は、実施計画に基づき、退職を希望
する職員の募集を行うものとすること。

(三) 認定

会社の代表者は、職員（五十五歳未満の
者に限る。）が（二）の規定による募集に応じて
退職を申し出たときは、その者について退
職を希望する職員である旨の認定を行わな
ければならないものとすること。

(四) 承認

会社は、希望退職予定職員が退職したと
きは、その者が次の各号のいずれかに該当
する場合を除き、その者に対し、特別の給
付金（以下「特別給付金」という。）を支給
しなければならないものとすること。

一 退職の日において五十五歳以上ある
者

二 傷病又は死亡により退職した者

三 退職の日又はその翌日に、国、特殊法
人等又は地方公共団体に常時勤務する者
として採用された者

四 前三号に掲げるもののほか政令で定める要件に該当する者

(五) 特別給付金の額

特別給付金の額は、退職の日における当該希望退職者の給与のうち一般職の職員の給与等に関する法律に規定する俸給、扶養手当及び調整手当に相当するものの月額の合計額に十二を乗じて得た金額とするものとすること。

(六) 再就職の促進に関する業務等

会社は、実施計画に基づき、希望退職者等の再就職の促進を図るため、日本鉄道株式会社法に規定する事業のほか、次の業務を行ふものとすること。
一 希望退職者等に対し、再就職のために必要な知識及び技能を習得させるための教育訓練を行うこと。
二 希望退職者等の再就職のために必要な求人の開拓及び職業指導を行うこと。
三 希望退職者等の再就職のために必要な無料の職業紹介事業を行うこと。
四 希望退職者等を雇い入れる一般事業主に対し必要な援助を行うこと。
五 希望退職者等に対し、再就職後に必要な住宅のあつせんその他の援助を行うこと。
六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

七 前各号に掲げるもののほか、希望退職者等の再就職の援助等のために必要な業務を行うこと。

(七) 求職活動に対する便宜

会社は、希望退職予定職員が求職活動をしようとするときは、できる限り便宜を図らなければならないものとすること。

(八) 関連事業主への要請
1 会社は、実施計画に基づき、次に掲げる者（以下「関連事業主」という。）に対し、希望退職者の採用を要請するものとすること。

一 その資本金の全部又は一部が会社からの出資による法人

2 前号に掲げる法人のほか、会社の行う事業と密接な関連を有する事業を行う者

会社は、前項の要請をするに当たっては、当該関連事業主が雇用する労働者の雇用の安定及び労働条件の維持について配慮しなければならないものとすること。

第十 国の講ずる措置

(一) 国の採用

1 国は、採用促進計画に基づき、毎年度、各任命権者（委任を受けて任命権を行うものを除く。以下同じ。）に係る機関において採用する職員（常時勤務する職員に限る。）の数（特別の資格又は技能を必要とする職員）

種等であつて本部長の定めるものについて採用する職員の数を除く。）に、当該機関において採用する職員の数の動向を勘案して当該機関ごとに本部長が定める割合を乗じて得た数以上の数の職員を希望退職者の中から採用しなければならないものとすること。

2 国の任命権者は、総理府令で定めるところにより、毎年度において、職員として採用することを予定する希望退職者の数及び職員として採用した希望退職者の数を本部長に報告しなければならないものとすること。

(二) 国が採用する場合の待遇等
1 国が希望退職者を採用する場合における給与その他の待遇については、会社における職務（日本国有鉄道における職務を含む。）及び当該職務に従事した期間を考慮して定められるものとすること。

2 希望退職者が退職の日又はその翌日に国に常時勤務する者として採用された場合であつて、会社からの退職手当の支給を受けないときは、当該希望退職者に対する国家公務員等退職手当法の適用については、会社の職員であつた期間（日本国有鉄道の職員であつた期間を含む。）は、国の職員として引き続いた在職期間とみなすものとすること。

(三) 特殊法人等に対する採用の要請

本部長は、採用促進計画に基づき、特殊法人等に対し、国に準じて希望退職者を採用するよう要請するものとすること。

(四) 地方公共団体に対する採用の要請

本部長は、採用促進計画に基づき、地方公共団体に対し、希望退職者を積極的に採用するよう要請するものとすること。

(五)

特殊法人等及び地方公共団体が採用する場合の処遇等

特殊法人等及び地方公共団体が希望退職者を採用する場合における給与、退職手当その他の処遇については、(二)の措置を基準として定めるよう努めるものとすること。

(六)

一般事業主に対する採用の要請

本部長は、採用促進計画に基づき、一般事業主の主要な団体に対し、希望退職者の採用を要請するものとすること。

(七)

希望退職者雇用助成金

国は、希望退職者等の再就職を促進するため、総理府令で定めるところにより、希望退職者を継続して雇用する労働者として雇い入れる一般事業主に対し、希望退職者雇用助成金を支給することができるものとすること。

(八) 職業訓練

国及び雇用促進事業団は、希望退職者の再就職を促進するため、必要な職業訓練

の迅速かつ効果的な実施について特別の措置を講ずるものとすること。

体の負担を軽減するため、必要な財政上の措置を講ずるものとすること。

第十三 雇用促進事業団の援護業務

(一) 援護業務

雇用促進事業団は、雇用促進事業団法に規定する業務のほか、希望退職者等の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとすること。

(九)

職業紹介等

公共職業安定所は、希望退職者等の再就職を促進するため、求人の開拓、職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとすること。

第十一 会社に対する補助等

1 国は、会社に対し、特別給付金の支給及び第九の(六)各号に掲げる業務に要する費用の全部又は一部を補助することができるものとすること。

2 国は、会社に対し、第九の(六)各号に掲げる業務の実施に関し必要な助言、指導その他他の援助を行うものとすること。

四 再就職した希望退職者に対し、その作業の環境に適応させるために必要な指導を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行ふこと。

六 前各号に掲げるもののほか、希望退職者等の再就職の援助等及び再就職した希望退職者の職業の安定に関し必要な業務であつて総理府令、労働省令で定めるも

第十二 地方公共団体に対する財政上の援助

国は、希望退職者を採用した地方公共団

のを行うこと。

(二) 区分経理

雇用促進事業団は、援護業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて、行わなければならぬものとすること。

(三) 納付金及び交付金

1 会社は、雇用促進事業団に対し、(一)第一号及び第二号に掲げる業務、(一)第五号に掲げる業務(一)第一号及び第二号に掲げる業務に係るものに限る。並びに(一)第六号に掲げる業務(総理府令、労働省令で定めるものに限る)に要する費用の財源に充てるため、当該費用に相当する額として総理府令、労働省令で定めるところにより算定した額の納付金を納付しなければならないものとすること。

2 国は、雇用促進事業団に対し、援護業務のうち、前項に規定する業務以外の業務に要する費用に相当する額の交付金を交付するものとすること。

第十四 関連事業主の雇用する労働者等に対する雇用安定の措置

国は、会社の健全な経営の確保のため会社が講ずる措置により、関連事業主に雇用されている労働者の雇用の安定に著しい影響があると認められるときは、当該労働者

及び関連事業主に雇用されていた労働者について、雇用の安定を図るための特別な措置を講ずるものとすること。

により本部の権限に属させられた事務。

第十六 連絡及び協力

会社並びに公共職業安定所その他の職業安定機関及び雇用促進事業団は、希望退職者等の円滑な再就職を促進するために、相互に、緊密に連絡し、及び協力しなければならないものとすること。

1 総理府に、特別の機関として、日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策本部(以下「本部」という)を置くものとすること。

2 本部の長は、日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策本部長とし、内閣総理大臣をもつて充てるものとすること。

(二) 所掌事務

本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとすること。

一 基本計画及び採用促進計画の企画及び立案のこと。

二 第八第一項の規定による実施計画の認可のこと。

三 第十の(一)第一項に規定する割合の決定その他希望退職者等の再就職の促進のための施策の総合調整のこと。

四 第一号に掲げるものを除き、この法律に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項について内閣総理大臣を補佐すること。

五 前各号に掲げるもののほか、この法律

のを行うこと。

雇用促進事業団は、援護業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて、行わなければならぬものとすること。

第十五 日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策本部

(一) 設置及び組織

1 総理府に、特別の機関として、日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策本部(以下「本部」という)を置くものとすること。

2 本部の長は、日本鉄道株式会社希望退職者等雇用対策本部長とし、内閣総理大臣をもつて充てるものとすること。

第十七 報告

会社は、総理府令で定めるところにより、希望退職者等の再就職の状況その他の事項を内閣総理大臣に報告しなければならないものとすること。

第十八 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

第十九 この法律の廃止

この法律は、施行日から起算して五年を経過する日までに廃止するものとすること。

解説——国鉄問題のポイント

日本社会党運輸部会

(一) 政府案は何をしようとするのか

国鉄の分割民営化について、政府は国会へ法案をだしています。まず法案の内容を要約しますと、次の通りです。

第一に、百有余年の伝統をもつ全国一社の国鉄を、地域的に六つの旅客会社に分割するのです。

第二に、新幹線は、その施設の貸付会社をつくるのです。

第三は、貨物だけは全国一社の輸送会社なのです。

第四は、九州・四国・北海道の旅客会社は、どう努力しても、赤字になるから、基金を出して、ソロバンをあわせるというのです。

第五は、右の諸会社が最終的に二四の会社になりますがそれにいまの国鉄の債権・債務を引きつがせること。

第六は、いまの国鉄は、清算事業団といふ名前にかえて、清算事務と四一、〇〇〇人の

過員の教育や転職などをさせる。

第七は、国は、昭和六二年で三七兆億円になるという莫大な国鉄の借金の返済のため清算事業団を援助するというのです。第八は、このようにするために、数万人の国鉄労働者が離職するのですから、雇用確保などの特別措置をする。

などで、その切りかえは、昭和六二年の四月一日からとしています。

(二) 世論の反応はどうか

この国鉄の分割民営化は、ひとり国鉄に止まらず、関係するあらゆる企業に直接間接に大きな影響を与え、また国民生活にも、はかりしれない利害を及ぼします。

閣議が法案を決定した翌日、マスコミは一斉に社説などで問題点を鋭く指摘しました。

例えば、朝日は、(1)国鉄用地の切り売りは、新しい会社になつてもするだろうが問題が生じないか、(2)職員の雇用・配転・退職に不利

益扱いが生じないか、(3)新会社の業務拡大は中小企業を圧迫しないか、(4)整備新幹線を更につくる一方、第三次地方路線を廃止することは矛盾しないか——などを指摘し、

読売は、何故、全国一社制ではいけないのか、野党はもつと一社制の利点を訴えるべきではないか——との示唆を記述し、毎日は、(1)法案は徹底的に国会で審議をつくすべきだ、

(2)三島の旅客会社は一兆円の基金をだしても、結局赤字になるとと思うが、どうする、(3)何故本州を三分割するのか、(4)貨物・旅客の運賃格差をどうする、(5)今後整備新幹線で更有に二〇兆円必要になるが、それはどうする、

(6)一六兆を国民に負担させるというがどういう方法か——など列举し、日経は、北海道と九州では、余剰人員の受け入れ先がないが、どうするのだと追求しています。

私たちは数年来国鉄の分割に反対していますが、これらのようにマスコミが一齊に問題を指摘したことは、いかに政府のやり方に数々の重大な問題があるかとということを証明しています。

(三) 社会党の基本的な考え方

いうまでもありませんが、私たち社会党は勿論、国労・動労を始め各組合また一般国民の皆さんも、いまの国鉄のあり方に決して満足してはいません。その基礎となつていてる日

本国有鉄道法や公労法と、政府・国鉄当局の國鉄運営のやり方に、永年にわたり抜本的改善を唱えてきました。

こんどの三四〇〇万の署名という、わが国著名運動史に特筆される実績をあげました。が、署名された方々も、運動に非常な努力をした人々も、「分割には絶対反対・全国ネットワークで経営し、思いきった国鉄改革」という考えが共通していたのです。

それでは、具体的に国鉄をどう改革したらよいでしょうか。交通学者・政治家をはじめ、国鉄の各組合を始めとする労働界、またマスコミすらも永年にわたり共通して指摘し、主張してきたことは次の諸点でした。

第一に、国鉄は国民の足であり、経済の動脈であるから、公共性を堅持すること。

第二は、経営者が、法律上当事者能力がなく、活力ある自由な経営ができないこと。

第三に、労働組合に労働基本権がないから、正常な労働運動ができるにくいこと。

第四に、国鉄が法律上多角経営ができるないから、私鉄などと比べて、採算がむつかしいこと。

第五に、官僚的中央集権の経営で、民間の活力ある手法をとっていないこと。

第六に、いつも政治の支配影響をうけ、そ

れが長期展望のある経営を妨げること。

第七に、港や空港、道路は一般財源で建設され、国鉄の新幹線や、地方路線、青函トンネル、本四架橋や、大災害復旧など、公共性のつよい仕事を国鉄の自前ですることになつてのこと。

第八に、地方路線は始めから赤字を覚悟で地域開発と住民の足のため国策的に建設されてきたのであるから廃止しないこと。

などありました。

社会党が、政府案と対決する案をつくるにあたつては、このような諸点が基礎となりました。つまり現状を維持したり、またたんに

政府案に反対するだけでなく、思いきった国

鉄改革を国民を通じて国民に示し、政府案がよいか、社会党案がよいか自信をもつて堂々と選択を求めるに至りました。それは、三四〇〇万人の署名をして下さった人々に報いる方途でもあります。

この立場から、社会党案をご検討下さることが必要です。社会党案は右にのべた八項の永年の皆さんのが主張を全部とり入れた案ということができます。一部で株式会社という名前でございます。前にこだわっている人がいますが、それは木を見て森を見ない意見です。

までもなく、分割か全国ネットワークの一社かということです。

政府の云い分け、全国一社では、眼がとどかないし、健全な運営が困難になつているといたことにあります。私たちはそうは思いません。前述した改革を前提にしてお考え願いたいのですが、分割したら、

1 分割すれば全国一社による広汎な利便性がなくなる

2 NTTを始め、機構人員が大きな民間でも適切な管理が行われている

3 分割で運賃が割高となり、地域的格差ができる

4 六つの旅客会社と貨物会社の調整が極めてむつかしい。平常業務では、ダイヤをくむ時、各社間で利害が対立する、清算業務は複雑多岐となる各社毎の資材購入となるから多くのロスがでる。緊急業務では、各社にまたがる大災害・大事故・国家的緊急事態の際に、指令機能が全くないから敏速な対処ができないという決定的な欠陥がある。

5 営利中心が目的だから、サービス・安全が第一義的になるのは避けがたい。

6 今迄の一人の総裁が最終二四人の社長ができる。

などなど全く多くの重大な問題が続出しま

(四) 分割と全国ネットワーク

政府案と社会党案の決定的な相違点はいう

それでは、社会党案は、一社制ですがどう改革をしようとするか——です。

1 会社の責務として、法律案のなかで明白に次の点を明らかにしています。

(一) 全国ネットワークの鉄道

(二) 公共的輸送を担う企業体

(三) 徹底的な分権化

(四) 関連事業の積極的な実施

(五) 事業の活性化と効率化

(六) 総合交通体系の整備確立

(七) 関係労働者の雇用の安定

(八) 右により公共の福祉の増進と国民経済の発展に寄与する責務を負う

これらのことから、社会党案の基本的性格となつてることをご理解下さい。

(五) 雇用についての問題

雇用の問題は、働く人にとって一番重大な問題です。政府の考え方は概略次のようにです。

昭和六〇年四月一日で

予算人員
現在員
所要人員
過員

三一五、〇〇〇人
三〇七、〇〇〇人
二八一、五〇〇人
二五、〇〇〇人

昭和六一年四月一日で
予算人員
(それ迄の退職・転職)

二八八、〇〇〇人
一九、〇〇〇人

昭和六二年四月一日には

新社会移行時 二一五、〇〇〇人
(三三、〇〇〇人の過員を含める)

現在員 二七六、〇〇〇人
過員 六一、〇〇〇人
(移行前二〇、〇〇〇人(希望退職))

現在進行中のことは
関連企業へ 二一、〇〇〇人
公共企業へ 三〇、〇〇〇人
民間企業へ 一〇、〇〇〇人
退職勧奨 二〇、〇〇〇人

○〇〇人位にしようとしています。

これらのこととは国鉄に止まらず、トコロテン式に関連企業は勿論、他の受け入れ組織に大影響を及ぼさざるを得ません。また工事の大縮減や車輛など発注の激減は、すでに民間産業の労働者の雇用にも問題をおこしています。

社会党は、総評や各関係組合とともに、雇用問題をもつとも重要視しています。

まず、党の法律案の面では、いまの国鉄を新しい組織に引きつぐ法律案を提案します

が、その中で職員の承継の条文を入れ、「現に国鉄の職員である者は、会社成立の時に職員となるものとする」旨、自動的に全員を承継することとしています。

同時に、政府・国鉄が、現に進めている大がかりな減員対策については、

3 政府の責任による転職保障(希望者に対する労働条件・身分保障)を明らかにさせ

4 労使間の話し合いを進めさせ、また不当な「選別」が行われないようにし

5 国鉄各組合と受け入れ企業の組合との間に、総評等の協力による友誼的な協議体制をつくり

6 ひとりひとりの労働者の身になつて、親身の世話役活動が職場のなかで行われるよう全力をつくします。

7 2 国鉄内での雇用機会の拡大に努力し

1 1 党法律案の原則のもとに

(六) 政府案のもつてゐる重要な諸問題
いま、国会には、政府から国鉄関係の法案が上程されており、それと対決する社会党の法案とが、国民の判断を求めることになります。衆参両院を通ずる審議は、長期間が必要です。重要法案であり、その内容が次に述べるように政府案には實に沢山の問題点を含んでいます。

1 昭和六二年には、長期の累積債務が、三七兆円にもなりますが、その発生原因と内容の精査、ならびにどこでどの位負担するか、政府はそのうち一四兆二〇〇〇億は新会社へ、二三兆一〇〇〇億は旧国鉄が土地

や株を売却し残りの六兆七〇〇〇億は国民の負担とするというのですがそれは可能か。

2 政府案は、六二年初年度で、七つの夫々

の旅客貨物会社が黒字となる計算ですが、

その積算根拠を各会社毎徹底的に究明しなければなりません。

3 貨物会社は、小荷物扱いをやめ、操車場を廃止し、貨物取扱駅を三〇〇駅にして通運業者にダイヤを八〇〇億円で切売りしようと極端なやり方ですが、根本的に国内の物流政策をどうするのか、また、会社間の複雑な問題（ダイヤ、清算、雇用、大事故など）はどうするのか、収支採算がきわめて不安定だが、その将来は？など山積する問題があります。

4 田辺書記長が予算委員会でとりあげた資産処分は重大です。二六〇〇ヘクタールを、五兆八〇〇〇億円で売却すると云っていますが、その評価はきわめて甘く、大企業に奉仕し、官・政・民を通じ、腐敗の温床となろうとしています。資産の公開・適正価格、売却基準や、その方法など徹底的に究明が必要ですし、国民の為に公共部門への転換や、国鉄の自主活用も含み、国民的監視機関が必要です。

5 新幹線保有機構は、新幹線鉄道施設をもつて旅客・貨物会社へ貸付をする会社とい

うのですが、こんなわけの分らない会社の必要性があるのか、営業会社との平常・緊急業務がうまくゆくのか、使用料で建設費を支払った後はどうなるのかなど問題点は多岐にわたります。

6 同時に、政府・与党が考えている今後五線の整備新幹線建設は一大政治問題です。二〇兆円になるこの計画は、いま三七兆円の累積債務の為に苦しんでいるのに、新たに爆弾をかかえこむことになるのではないか。

7 政府は第三次地方路線を指定する一といふのですが、一次二次よりも三次は交通量が多く、該当地域では地域経済や生活に死活問題です。さらに新会社へ引きついでも、このままでは不安定ですから、その建設の意義に立ちかえつて、国民運動をもりあげ安定した存続を計らなければなりません。党はこの為法案を提出しています。

8 関連企業は国鉄と運命共同体といえましよう。業務の切り立て、予算の激減などが影響すると、いわゆる余剰人員の受け入れ（八六五社へ二二、〇〇〇人）の為に大変な苦しみです。

(1) 将来にわたって日本の交通はどうあらねばならないか、総合交通体系の問題です。

(2) 赤字赤字というだけの改革は、どうしても、安全とかサービスを犠牲にすることになるのです。現在でも国鉄の老朽施設や、過密ダイヤ等危険な要因が沢山あります。

(3) 世界に誇る国鉄技術が、政府案では、企業にムリな押しつけや違法行為などない

よう厳重に要求しつつ夫々の労使間の協議、また組合間の友誼的な協力が行われるよう指導します。

9 年金については、既に国会で、六二年以来の支払いが不安定となる問題について、鋭い追求を行い、六一年中に政府が立案し、支給に差支えの措置を講ずるとの言質をとりましたが、その具体的措置についてキチンとさせる覚悟です。

10 国鉄の労使関係が、安定し、交渉が着実に行われることが、もつとも大切です。また国鉄の組合間で意見の一一致しないことがあります。党はこれらの問題を円滑にする努力をしつつ必要な場合は総評と一体となり両者の責任で政策や活動の方針をきめて推進するつもりです。

11 その他、数えあれば沢山の問題をこの際ハッキリさせなければなりません。

(1) 将来にわたって日本の交通はどうあらねばならないか、総合交通体系の問題です。

温存し、国際的にも活用する方途が追求されなければなりません。

(4) 前述したように、分割したら各会社間は対等平等の関係ですから、平常業務・緊急業務の調整はきわめて複雑困難です。これこそ分割案のアキレス鍵といえましょう。

一九八六・四・七

第三次特定地方交通線の承認申請を

国鉄が行うにあたつて

社会党運輸部会長

横山利秋

国鉄は、本日運輸大臣にたいし第三次の承認申請を行つた。

基本的には、地域社会発展の先駆的役割を以てない生活と産業などの充実に貢献する目的をもつて、経営との採算を考慮せず建設されてきたことは、過去のいろいろな公的の審議の中できわめて明らかのことである。

それにも拘らず、この数年間に、第一次

第二次と三七線区が国鉄から、切り離され、バス、第三セクター、地方鉄道へと転換された。

表面的には、軌道にのつてゐるかにみえるが、その内容は、賃金切り下げ、運賃値上げ合理化、地方自治体負担、サービスの低下、安全性の低下などによつて、維持されているのが実情である。



右の為、社会党は全力をつくしたい。
当該地域の各層の人々は勿論、国民各位のご協力を希んでやまない。

基準の中、乗降客の高い水準であるだけに地域社会における反対は数年来とくに高まり、超党派・地域ぐるみであつた、それを押しきつて国鉄が申請したのは誠に遺憾千万であり、運輸大臣はより高い判断で慎重な検討を中央・並びに自ら現地調査等を行い、長期にわたる当該地域の発展と、地域住民の利便を充分尊重して該当路線を国鉄に存置をすることに決断をするべきである。



日本国有鉄道の経営する事業の運営の改善のために昭和六一年度において緊急に講ずべき特別措置に関する法律案に対する附帯決議（案）

衆議院運輸委員会

政府及び日本国有鉄道は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

よう努めること。

一 退職希望職員の募集に当たっては、雇用

右決議する。

不安を生じさせることのないよう必要な再

就職先の確保に努めること。

二 退職希望職員の再就職のあっせんに当た

つては、その者の意向を十分尊重するとと

もに、その家族の生活の安定を図るため、

移転等に伴う住宅のあっせん及び子弟の就

学問題等についても配慮すること。

三 国鉄関連企業に対し、退職希望職員の受け入れを要請するに当たっては、受け入れ

先の実情を十分配慮して行うこと。

四 希望退職を円滑に推進するため、正常な

労使関係及び国鉄職員の理解と協力を得る



国際協力問題について

一九八六・四・一〇

南北格差解消の国際経済協力政策（第一次案） 「成長極大化戦略」から「二重の貧困」との闘いへ

日本社会党 政策審議会
国際経済対策特別委員会

一、農村と都市の「二重の貧困」に 苦悩する発展途上国

一 マルコス不正蓄財事件と経済協力政策
の根本的見直し

フィリピンのマルコス前大統領の「不正蓄財事件」によつて、これに関連しているとみられる日本の援助や国際経済協力政策のあり方についての根本的見直しの必要性が痛感されている。日本の対フィリピン援助は、一二

次の円借款四一〇〇億円を含めて、一九八四年までの累計で六六〇〇億円をこえ、日本が第一位の経済協力国となつてゐる。これだけの経済協力をおこないながら、フィリピンにおける農村と都市の「二重の貧困」は解消されるどころか、むしろ深刻化の一途をたどつている。しかも、今回のマルコス不正蓄財事件に日本のプロジェクト借款が関与している点をかかえたまま肥大化してきたのが現状なのである。すでに、日本の政府開発援助（ODA）は、一九八四年に四三億一九〇〇万ドル（一兆二五八億円）に達し、量的には米国に次いで第二位の援助国となつてゐる。政府はさらに、「第三次中期目標」をかかげて、一九九二年のODA援助実績を一九八五年実績の倍（一九九二年までの実績総額を四〇〇億ドル以上）とする計画を策定している。

おおくの問題点をかかえた経済協力体制のもとで、その洗いだしもないままで、このように巨額の援助を続行することはもや容認される事態ではない。こうして、今回のマルコス不正蓄財事件への関与の事実をはじめと

これまで、日本の国際経済協力政策には、その基本理念、政策目標、政策立案、政策執行などの側面からおおくの疑問や批判が提起されてきた。紛争周辺国への「戦略援助」の基礎理念、「成長極大化」の政策目標、多省庁に複雑にまたがる政策立案・執行プロセスなど、日本の国際経済協力体制はおおくの問題点をかかえたまま肥大化してきたのが現状なのである。すでに、日本の政府開発援助（ODA）は、一九八四年に四三億一九〇〇万ドル（一兆二五八億円）に達し、量的には米国に次いで第二位の援助国となつてゐる。政府はさらに、「第三次中期目標」をかかげて、一九九二年のODA援助実績を一九八五年実績の倍（一九九二年までの実績総額を四〇〇億ドル以上）とする計画を策定している。

して、援助の basic 理念、政策目標、政策立案・執行にわたる日本の国際経済協力政策の根本的見直しが、いま緊急に求められることになったのである。わが党は、このような観点から以下のように、日本の国際経済協力政策の見直しをおこない、新たな経済協力政策の展望と指針を明らかにするものである。

2 農村・都市の「二重の貧困」と南北問題発生の経過

発展途上国にとってなぜ先進工業国からの経済援助が必要かといえば、それは伝統的な農村共同体の崩壊による膨大な数の「土地なし農民層」の発生や、輸入代替工業政策では吸収できない大規模な「土地なし農民」の流入と都市の「巨大化・スラム化」の二大要因による農村と都市の「二重の貧困」問題を、自力で解決する力がもはやこれらの発展途上国には存在しないからにほかならない。

もともと、ほとんど全ての発展途上国に共通の現象である農村と都市の「二重の貧困」は、はじめは一九三〇年代の「世界農業不況」を契機につよく意識されることになつたのである。当時の植民地支配のもとで、「殖民地・従属国」は、旧来の伝統的な農業共同体と、世界市場にむけた一次産品を生産・輸出する輸出農業部門との、二重の経済社会構造をなえていた。この三〇年代の「世界農業不況」

が輸出農業部門にくわえた潰滅的打撃は、他方で、農業共同体の存続をも未曾有の危機に陥れたのである。植民地体制のもとで温存され、当時の「植民地・従属国」の基本的社会関係をなしていた農業共同体が解体され、「共

同体農民」が多数の「土地なし農民」に転化したことによつて、農村の「貧困」問題はこれいらい切迫した政治課題となつたのである。

第一次世界大戦後に、これらの「旧植民地・

表一 1 発展途上国首位都市とスラム居住者

| 都 市 名 | 調 査 年 | 都 市 人 口 (単位: 1,000人) | ス ラ ム 居 住 者 (単位: 1,000人) | 都 市 内 ス ラ ム 居 住 者 比 率(%) |
|-------------|-------|-------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| <アフリカ> | 1981 | | | |
| ア ジ ス ア ベ パ | 1971 | 1,200 | 948 | 79 |
| カ サ ブ ラ ン カ | 1969 | 1,504 | 1,054 | 70 |
| キ ン シ ャ サ | 1970 | 1,288 | 733 | 60 |
| ナ イ ロ ビ | 1969 | 535 | 177 | 33 |
| ダ カ ー ル | 1969 | 500 | 150 | 30 |
| <ラテン・アメリカ> | | | | |
| ボ ゴ タ | 1969 | 2,294 | 1,376 | 60 |
| ブエノスアイレス | 1970 | 2,972 | 1,486 | 50 |
| メキシコシティ | 1966 | 3,287 | 1,500 | 46 |
| カ ラ カ ス | 1974 | 2,369 | 1,000 | 42 |
| リ マ | 1970 | 2,877 | 1,148 | 40 |
| リオデジャネイロ | 1970 | 4,855 | 1,456 | 30 |
| サンチャゴ | 1964 | 2,184 | 546 | 25 |
| <南アジア> | | | | |
| カ ル カ ッ タ | 1971 | 8,000 | 5,328 | 67 |
| ボ ン ベ イ | 1971 | 6,000 | 2,475 | 41 |
| デ リ | 1970 | 3,877 | 1,400 | 36 |
| ダ ッ カ | 1973 | 1,700 | 300 | 35 |
| タ ラ チ | 1971 | 3,428 | 800 | 23 |
| <東アジア> | | | | |
| マ ニ ラ | 1969 | 4,400 | 1,540 | 35 |
| 釜 山 | 1969 | 1,675 | 527 | 31 |
| ソ ウ ル | 1972 | 4,600 | 1,320 | 29 |
| ジ カ ル タ | 1970 | 4,576 | 1,190 | 26 |
| バンコク / トンブリ | 1970 | 3,041 | 600 | 20 |
| ホ ン コ ン | 1969 | 3,617 | 600 | 17 |

(出所) Donohue John. "Some Facts and Figures on Urbanization in Developing World." Assignment Children, VNICEF. 57/58 (1982年), 36ページ)

「従属国」のおおくは、政治的独立を達成し新興農業国の仲間入りをはたした。五〇・六〇年代の植民地解放運動のなかで、のこりの「植民地・従属国」もだいたいにおいて政治的独立をかちとつた。こうして、かつては「宗主国」（植民地保有国）の責務であつた農業共同体解体にともなう「農民的貧困」問題の解決を、新たな独立国家はやむなくみずからの大いなる政治課題とすることになつたのである。

ところで、第二次大戦直後に独立した国々のおおくは、この困難な課題に「自力開発政策」

で対処しようとした。それは、復興期の特徴である食糧をはじめとする一次産品（農産原料）への世界的な需要増大にこたえて、伝統的な「輸出農業」の育成・強化をはかり、またその輸出拡大をつうじて工業化資金の自己調達をめざそうとするものであった。

だが、五〇年代の半ば以降に、復興期をおえた先進工業諸国が、「農業自給化政策」（保護政策）と有機合成化学を基軸とする「新型重化学工業化」を急速に展開するにおよんで、新興農業国との「自力開発政策」は潰滅的な打撃をくわえられることになつた。一、二の一次産品の輸出に大部分の工業化資金の調達を依存する振興農業国は、天然ゴム・綿花・羊毛などを合成ゴム・合成繊維で代替する有機合成化学の発展や、小麦・米・食肉・砂糖などを国内自給する「農業保護政策」によつ

て、自国の輸出農業の市場をほぼ失うことになつたからである。これは、一次産品の輸出・生産停滞による国際収支の急速な悪化や工業化資金の枯渇化を意味した。じじつ、輸出農業の育成・強化政策そのものが、伝統的な手工業や自給的共同体農業を破壊・解体する作用をおびており、これによる農村失業者の増大が輸出農業のゆきづまりとあいまつて、資金調達面でひどく圧迫された「自力工業化政策」の継続をまったく不可能としたのである。

六〇～七〇年代にかけて、南北問題が表面化してきた背景には、一次産品輸出で取得する資金で工業化をはからうとしたこの「自力工業化」が挫折し、それにつれて、先進工業国の資本・技術・市場にたよる外国依存の工業化政策が浮上してきた事情がある。先進工業国の新型重化学工業の発展や「農業自給化政策」の進展をまえにして、「自力工業化」の望みをたたれた新興独立国は、あらそうよううに六〇年代の「輸入代替化政策」や七〇年代の「輸出指向工業化政策」にはしり、先進工業国との資本・技術の移転や市場開放をつよく求めることがになつたからである。しかし、この種の対外依存の工業化政策は、それ自体として農村共同体の解体や農村の「貧困化」を加速化する作用をもつてゐるうえに、農村から都市に流入する「土地なし農民」を工業化

に吸收する力は非常に限られていた。対外依存の工業化政策は、農村と都市の「二重の貧困」をますます深刻化する結果におわつたのである。

たとえば、六〇年代の「輸入代替化戦略」はそれまで輸入に依存していた軽工業の消費財製品市場を保護市場とし、国内工業の育成を企図したものであった。この国内消費財産業の育成のために外国資本・技術が積極的に導入されたが、がんらい狭隘な国内市場向けの小規模な工業化であり、しかもその資本集約的性格のせいで労働力を吸收する力は乏しかつた。国内消費財産業の育成には、自給できない資本財・中間財の輸入が不可欠であり、そのため国際収支は悪化し、対外債務の累積額は膨大なものとなつた。そのうえ、開発政策の推進や外貨あての輸出産品作物への作付け集中が、農村共同体の解体を決定的なものとしたのである。おりからん人工爆発とからんで、農民の階層分解や土地の細分化（自作農—自小作農—小作農—土地なし農民の累積メカニズム）が一段と加速化され、この時期に今日みられるような農村と都市の「二重の貧困」が決定的なものとなつた。農村は膨大な数の「土地なし農民層」のるつぼと化し、都市は雇用機会をもとめて流入する「土地なし農民層」があふれる巨大なスラムと化した。発展途上諸国¹の都市は急激に巨大化し、

あたかも巨大な「スラム都市」（表-1 参照）であるかのような外観を呈することになった。六〇年代に生まれたこの半ばスラム化された「巨大都市」こそが、農村と都市の「三重の貧困」の象徴的存在なのである。

七〇年代にはいり、「振興工業国（アジア NICs）とよばれる一部の国は、「複線型工業化戦略」ともよばれる「輸出指向工業化」の道を選択した。六〇年代の「輸入代替化戦略」が狭隘な国内市場むけの軽工業製品の自給に止まつた限界をこえるために、この「輸出指向工業化」を選択したくにぐには、その販路を広大な先進国市場にもとめたのである。軽工業製品の輸出振興がすすむにつれて、資本財・中間財などの重化学工業製品の輸入代替・自給化からさらにはそれらの重化学産業の輸出産業化を企図するところからそれは「複線型工業戦略」ともよばれたのである。近代的部門と伝統部門が併存する経済において、広大な先進国市場に特化した近代部門の成長が伝統部門の労働力を吸収して経済成長がおこり、生産、雇用、貧困の解決が「複線型成長」という一つの発展のプロセスのなかではかられると考えるとところから、これはまた「二部門経済モデル」（二重経済発展モデル）ともよばれている。だが、この「複線型戦略」は先进国市場の持続的拡張を前提としている。八〇年代の「長期世界不況」と先進国の成長率

鈍化や保護貿易主義の台頭とともに、むしろ、先進国市場があたえるよりもその資本財・中间財輸入が先進国にあたえる「生産・所得・雇用の誘発効果」のほうがおおきいという固有の矛盾が表面化し、それが今日では「新興工業諸国」の将来に暗いかげをなげかけるにいたつている。

このように、農村と都市の「二重の貧困」問題が南北問題激化の根底をなしているのである。その自力解決の展望がなりたないところから、発展途上国は、それぞれ余儀なく先進国の資本・技術・市場に依存する工業化の道を六〇年代にこう選択することになった。しかし、現実にはこの「二重の貧困」は解消されるどころか、むしろ深刻化の一途をたどっているのである。この意味で、日本をはじめとする先進工業諸国（「経済協力政策」）は、その基本理念、政策目標、政策立案・執行の全側面にわたる根本的な再点検が必要としている。フィリピンにおける「二重の貧困」の激化やマルコス不正蓄財事件の表面化は、あらためて日本の経済協力政策におおきな疑問をなげかける契機となつたのである。

二、南北格差解消の展望と経済協力の役割

一、南北格差拡大と「二部門経済モデル」

いま、南北間の経済格差は縮小するどころかむしろ拡大する傾向にある。世界銀行の「年次報告」（一九八五）によると、面積及び人口比ではそれぞれ世界の五八%、七六%を占める発展途上国が、その経済規模を示すGNPについては世界全体の二三%を占めるにすぎないのがこの発展格差の具体例である。また、

先進工業国（一九八三年）の年平均増加率が三・四%であるのにたいし、発展途上国（それは、高所得石油輸出国の六・〇%）は別としても、高・中所得国（一九八三年一人あたりGNPが四〇〇ドル以上の国）六・〇%、低・中所得国（二%、低所得国（一九八三年一人あたりGNPが四〇〇ドル未満の国）五・二%）であり、この一八年間に南北間の格差は小幅ながら縮小したようみえる。しかし、一九七三～八年の年平均人口増加率は、先進工業国が〇・七%であるのに、発展途上国では二～三%に達している。この人口増大を考えると、南北間の経済成長格差は、むしろ拡大傾向にあるとみなければならぬ。

このような格差拡大は、開発理論の基本で

「始動力」を近代部門（工業）にみいだすところにある。それは発展途上国の経済発展とは、「余剰労働力をかかえて低い生産性にあえぐ伝統部門（農業）が支配的な経済のなかに、高い生産性をもつて拡大再生産をつづける近代部門（工業）が創設され、この近代部門が伝統部門の余剰労働力を吸引しながら一国経済に占めるその比重をしだいに増大していく過程」であると考えている。この「二部門経済モデル」の中心的コンセプトは、①近代部門（工業）の高い雇用吸収力と二部門間（農工間）の急速な労働力移動、②農業労働力の賃金上昇と近代部門からの農業投入財増加による高生産性農業の創出（伝統部門の近代化）、③生産、雇用、農村と都市の「二重の貧困」問題の一つの発展プロセス下の同時的解決、の三つである。つまり、このモデルでは、伝統部門における要素相対価格の変化→要素代替・技術進歩→要素生産性変化→厚生水準の上昇、のプロセスで発展途上国の伝統部門（農業）の近代化が達成されると考えられる。

その起動力は工業化による近代部門の高い雇用吸収力にある。工業の急速な拡張が伝統部門から労働力を吸引し、ついにはその余剰労働力を枯渇させる。このけつか農業部門の労働賃金は上昇するが、他方では、発展する工業部門の供給する肥料、農薬、農業機械な

どの農業投入財の価格は相対的に低下する。「相対要素価格の変化」とはこのことを指している。農業労働賃金と農業投入財の相対価格（相対要素価格）のこのような変動は、相対価格の上昇した労働力を節約し、相対価格の低下した投入財の集約的利用に道を開くことになる。また、人口増加率の高い発展途上国においては、土地は慢性的な不足状況にある。農民一人あたりの所有農地（土地・労働力比率あるいは土地装備率）はつねに減少の傾向にあり、したがって土地の相対価格は上昇する。そこで、希少化した土地・労働力を節約し、農業投入財を集約的に使用する「要素代替・技術進歩」が選択される。いっぽんには、農業生産性は生産への投入要素の種類に対応して、農業労働生産性（農業人口一人あたりの産出額）、資本生産性にわかれる。このばかりに、「農業労働生産性＝土地生産性×土地・労働比率」であるから、肥料・農薬の大量投入やかんがい・排水などの土地基盤整備によって土地生産性が上昇し、農工間労働力移動や労賃上昇とともに労働力節約・土地装備率の上昇があれば、農業労働生産性は必然的に高まることになる。このように、工業部門の高い雇用吸収力による農村の過剰労働力の一掃や、高生産性農業の実現による貧困の解消・雇用問題の解決が、伝統部門の近代化を

急速になしとげると考えるところに、この「二部門経済モデル」（二重経済発展モデル）の特質があつたのである。

表-2 工業国及び各発展途上地域の工業
及び農業実質生産年平均増加率

(単位: %)

| 地域 | 年 1960~70 年平均 | 1970~80 年平均 | 1981 | 1982 | 1983 | 1984 |
|-------------------------------|---------------------|----------------|----------|-----------|-----------|----------|
| 工業国（工業生産実質増加率 / 農業生産実質増加率） | 6.1/1.9 | 3.1/1.8 | 0.5/3.7 | ▲3.7/1.2 | 3.5/▲6.0 | 8.1/7.9 |
| 発展途上地域（同上） | 8.6/3.0 | 7.7/2.8 | 0.5/4.6 | 1.7/2.4 | 3.4/5.4 | n.a./3.7 |
| サハラ以南アフリカ諸国（同） | 8.2/2.2 | 4.1/1.3 | 6.3/4.1 | ▲4.2/2.1 | ▲7.5/▲0.1 | n.a./4.0 |
| 東アジア及び太平洋諸国（同） | 11.9/4.6 | 10.8/3.5 | 5.3/6.2 | 4.8/5.7 | 10.4/5.2 | 13.7/4.0 |
| 中南米及びカリブ海諸国（同） | 6.6/3.2 | 6.1/3.2 | ▲9.1/5.4 | ▲2.1/▲0.4 | ▲4.0/0.3 | n.a./3.0 |
| 北アフリカ及び中東諸国（同） | 8.4/1.5 | 7.5/3.0 | 5.7/▲8.3 | 2.8/3.4 | 1.3/289 | n.a./9.9 |
| 南アジア諸国（同） | 6.5/2.5 | 3.8/2.2 | 8.2/6.0 | 4.8/▲1.6 | 5.2/10.8 | 7.4/1.9 |
| 南欧及び地中海諸国（同） | 9.6/3.4 | 6.8/3.1 | 4.3/▲0.1 | 0.6/5.9 | 2.1/▲3.3 | 3.1/4.1 |

(出所)『経済協力の現状と問題点』1985年版。

(注) n.a. はデータのないことを示す。

しかし、発展途上国の六〇～七〇年代の工業化の実績からみて、「二部門経済モデル」の中心的コンセプトはことごとくに破綻してしまった。まず第一に、六〇～七〇年代の工業化はかなり急速（表一2参照）だったが、それが労働力不足・資本過剰の先進工業国からの移植された資本集約的・労働力節約的性格をおびていたために、その雇用吸収力は低く、二部門間（農工間）労働力移動は実質的にはほとんど発生しなかつた。農村の人口・労働力増加率は高く、むしろ、余剰労働力が大規模に堆積された。農業賃金は上昇するどころか、下降の一途をたどった。このけつか、農業財投入や基盤整備による土地生産性の若干の上昇は、土地・労働力比率（土地装備率）の低下で相殺され、農業労働生産性の上昇はすこしもなかつた。伝統部門の近代化・厚生水準の上昇どころか、農村共同体の崩壊や土地装備率の著しい低下による「土地なし農民」の膨張が発展途上国の農村を「貧困」のるつぼと化したのである。農村からおしだされた「土地なし農民」は、都市の「インフォーマル・セクター」にあふれだし、それを巨大なスマッシュしてしまったのである。農村と都市の「二重の貧困」の累積は、「二部門経済モデル」（二重経済発展モデル）に導かれた工業化政策破綻の所産なのである。

発展途上国経済の真の「自立化」や農村と都市の「二重の貧困」解消には、「二部門経済モデル」（二重経済発展モデル）の発展パターンとは逆に、経済発展の「始動力」を工業（近代部門）から農業（伝統部門）に転換しなければならない。土地生産力を拡大し、農業の雇用吸収力をつよめて土地の人口扶養力を高めることができ、発展途上国農業に課せられた経済発展への「始動力」となる。発展途上国農業が農村共同体の崩壊のもとで、あえて労働力を土地から排除し土地・労働力比率を高める政策をとつたのは、近代部門（工業）のおおきな雇用吸収力を前提としていたからである。しかし、その前提条件が存立しないことが明らかとなつたいま、工業を重視し、伝統部門（農業）の「始動力」としての役割を否定する開発政策を維持することはおよそ不可能である。一定の土地におおくの農業労働力を吸収し、土地の人口扶養力を高めながら、同時に農業労働生産性を高め、格差のすくない比較的高い所得水準を達成するには、土地生産性の上昇が急務である。水利・かんがい面積の増加などの生産基盤整備や農地改革の推進などの構造政策、農薬・化学肥料など農業投入財の低価格政策や農産物の安定価格を追求する価格政策、農産物の国内流通組織・

機能整備の流通政策の実施が不可欠である。もちろん同じような土地・労働力比率の小さな発展途上国農業（労働力過剰・土地希少）では、構造政策・価格政策・流通政策の重点には多少のちがいがある。

いずれにせよ、このよう方向に伝統部門（農業）を誘導・育成することで、発展途上国は、はじめて真に自立的な経済の「始動力」を手にすることになるのである。それは①国内自給のための食糧及び原材料農産物を供給し、「飢餓」（絶対的貧困）の解消や農業関連の食品加工産業・地場中小企業の育成に寄与する、②貯蓄や租税をつうじて非農業部門の開発資金を供給する、③農産物の販売可能な余剰をもつて非農業部門の生産物への需要を形成する、④外貨の獲得・節約のために輸出・輸入代替農産物を供給する、⑤農村の過剰労働力を吸収したのちに非農業部門への労働力の供給源となる、などの役割を担うことで非農業部門の自立的でダイナミックな発展の文字どおりの「始動力」となるからである。

発展途上国このよう開発戦略の転換は、先進工業国側の経済協力政策の基本理念、政策目標、政策立案・執行プロセスの全般にわたる見直しや新たな政策的展望・指針を要求している。「二部門経済モデル」（二重経済発展モデル）のもとでの成長極大化の工

業化政策にかわって、農村と都市の「二重の貧困」の解消や農業再生政策がその基本理念でありまた政策目標となる。したがつて、工業化による「成長極大化戦略」から農業再生による「二重の貧困」とのたたかいへの転換が、日本の経済協力政策の新たな理念・指針とならなければならぬのである。

三、理念なき日本の経済協力政策の

問題点

1 「二部門間経済モデル」に支配された日本の経済協力政策

日本の経済協力は「二部門間経済モデル」に支配され、基本理念としては紛争周辺国への「戦略援助」につらぬかれている。その政策目標は、発展途上国（工業）の育成による「成長極大化戦略」におかれている。農村と都市の「二重の貧困」の解消は、

工業の雇用吸収による伝統部門（農業）の近代化によってのみ可能であると、そこでは想定されているにすぎない。「貧困問題」とのたたかいは経済協力の直接の政策目標としてとりあげられてはいないのである。日本の発展途上国への資金の流れ（表-3）から明らかのように、民間ベースがつねに政府ベースを上回り、政府開発援助（ODA）よりも民間直接投資が上回っている現状が、工業の育成による「成長極大化戦略」の証左である。

2 第三次中期目標と外貨獲得輸出産業の育成政策の問題点

政府はODAの第一次中期目標、第二次中期目標につぐ第三次中期目標を策定し、一九九二年のODA実績を一九八五年実績の倍とするとともに、一九九二年までの実績総額を四〇〇億ドル以上とすることを目標としている。これとあわせて、ODA直接借款をインフラを中心から外貨獲得型輸出産業育成に転換する方針を示している。しかし、発展途上国

さらに、貴重な政府開発援助（ODA）の内容を検討すると、その所得階層別配分（表-4）ではいちおう低・中所得国中心主義がつらぬかれている。だが、分野別配分（表-5）から明白なように、プロジェクト援助の中心は公共インフラ事業や工業建設などにかかりている。公共インフラ事業は、多目的ダム、発電所、送電線などの電力事業、道路、鉄道、空港、港湾などの運輸事業、通信事業が中心項目であり、単独部門として直接借款最大項目の工業建設とならんで、ODAの最大分野をなしている。上下水道、教育、保健などの社会的インフラやかんがい・治水・干拓及び農林水産業へのODA配分がすくない現状とあわせて考へると、ODAそのものが「二部門間経済モデル」の工業及び工業基盤優先主義の反映であることができる。

1 「工業開発」から「二重の貧困」とのたたかいへの国際協力

(1) 経済協力の基本理念の転換

いま、緊急に必要なのは、経済協力をめぐる基本理念の根本的転換である。それは工業開発優先の「成長極大化戦略」への協力から、農村と都市の「二重の貧困」解消と農業を「始動力」とする「自立経済」形成への経済協力政策への転換である。「輸入代替」や「輸出志向」の名のもとに労働力節約的な高度技術や近代的工業を国家的に導入しようとした「工業化戦略」は、資本財・中間財の輸入増大・

表-3 資金の流れの推移（1972年～1984年）

(単位：百万ドル)

| | | 1972年 | 73年 | 74年 | 75年 | 76年 | 77年 | 78年 | 79年 | 80年 | 81年 | 82年 | 83年 | 84年 |
|-----------------------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|----------|----------|
| 政府開発援助(OEDA) | | 170.6 | 220.1 | 198.6 | 201.7 | 184.9 | 236.7 | 383.4 | 560.2 | 652.6 | 810.4 | 805.2 | 993.4 | 1,063.9 |
| 二国間技術協力 | | 135.0 | 162.9 | 135.1 | 114.5 | 76.8 | 88.8 | 162.2 | 318.3 | 374.8 | 432.0 | 412.3 | 535.1 | 543.4 |
| （うち、再融資及び債権譲渡等） | | (34.6) | (66.9) | (27.5) | (29.1) | (20.0) | | | | | | | | |
| (23.7) | | (68.6) | (54.6) | (186.1) | (96.6) | (13.2) | (13.2) | (4.8) | (5.6) | (24.7) | (6.8) | (0.7) | (2.0) | |
| 計 | | 477.8 | 765.2 | 880.4 | 850.4 | 753.0 | 899.3 | 1,531.0 | 1,921.2 | 1,960.8 | 2,260.4 | 2,367.3 | 2,425.2 | 2,427.4 |
| 1) 国際機関に対する出資拠出等 | | 133.3 | 245.8 | 245.8 | 297.3 | 352.0 | 525.2 | 684.4 | 716.3 | 1,342.9 | 910.5 | 656.0 | 1,335.8 | 1,891.4 |
| 計 | | 611.1 | 1,011.0 | 1,126.2 | 1,147.7 | 1,104.9 | 1,424.4 | 2,215.4 | 2,637.5 | 3,303.7 | 3,170.9 | 3,023.3 | 3,761.0 | 4,318.7 |
| スル資金の直接投資(その他OEDF) | | 266.3 | 254.0 | 8.3 | 339.0 | 471.0 | 1,081.6 | 1,286.5 | △235.1 | 822.9 | 1,410.4 | 849.5 | 472.1 | 493.0 |
| 直接投資による融資等 | | 264.7 | 569.8 | 798.5 | 1,015.5 | 776.8 | 417.4 | 703.8 | 675.4 | 767.0 | 1,489.5 | 2,094.9 | 1,441.5 | 380.2 |
| 国際機関による贈与等 | | 325.4 | 355.1 | △17.9 | 14.9 | 85.6 | 123.6 | 162.4 | △230.2 | 111.9 | 122.7 | △30.7 | 40.7 | △130.4 |
| 計 | | 856.4 | 1,178.9 | 788.9 | 1,369.5 | 1,333.4 | 1,622.6 | 2,152.6 | 210.1 | 1,478.0 | 3,022.6 | 2,913.7 | 1,954.3 | 742.8 |
| 2) 民間PFIによる輸出信用 | | 1,467.5 | 2,189.9 | 1,915.1 | 2,517.2 | 2,438.3 | 3,047.0 | 4,368.2 | 2,847.6 | 4,781.7 | 6,193.5 | 5,937.0 | 5,715.3 | 5,061.5 |
| 直接投資による融資等 | | 190.6 | 440.1 | 148.7 | 82.7 | 319.0 | 913.8 | 412.1 | 642.5 | 73.7 | 712.3 | △1,762.3 | △2,068.6 | △655.2 |
| 国際機関に対する融資参加等 | | 844.3 | 3,072.1 | 874.8 | 273.3 | 1,184.1 | 1,223.6 | 5,014.5 | 3,405.8 | 1,566.3 | 3,698.8 | 3,162.3 | 5,272.9 | 9,241.9 |
| 民間非営利団体による贈与等 | | 217.4 | 135.3 | 15.1 | 6.9 | 45.0 | 332.2 | 890.1 | 640.7 | 317.8 | 1,599.5 | 1,528.5 | 1,574.2 | 2,359.7 |
| 合計 | | 5.6 | 6.8 | 8.7 | 10.1 | 16.2 | 18.3 | 18.9 | 19.0 | 26.4 | 27.3 | 23.3 | 29.7 | 40.7 |
| 合計 | | 1,257.9 | 3,654.3 | 1,047.2 | 3,72.9 | 1,564.3 | 2,487.9 | 6,335.6 | 4,708.0 | 1,984.2 | 6,037.9 | 2,951.8 | 4,808.2 | 10,987.1 |
| 3) 資金の流れ総額の対国民総生産比(%) | | 0.93 | 1.44 | 0.65 | 0.59 | 0.72 | 0.80 | 1.11 | 0.75 | 0.65 | 1.08 | 0.84 | 0.91 | 1.30 |
| 政府開発援助の対国民総生産比(%) | | 0.21 | 0.25 | 0.25 | 0.23 | 0.20 | 0.21 | 0.23 | 0.26 | 0.32 | 0.28 | 0.28 | 0.32 | 0.35 |

(注) 1. 上表は、OECD事務局に対する報告に基づくものである。各項目の数値は、端数処理が行われた結果、合計か、「計」欄の数値と一致しないことがある。

2. 上表中の金額は、受取額を控除した支出純額を示す。

3. 参考の「輸出信用計」は、その他の政府資金の項の輸出信用(1年超)と、民間資金の項の輸出信用(1年超)との合計である。同様に「直接投資等計」は、直接投資金融等と直接投資との合計である。

国際収支の悪化や膨大な債務累積などの経済危機とならんで、発展途上国の農村と都市を「三重の貧困」のるつぼと化した。この深刻な「貧困問題」の解決なしには、発展途上国の「自立的国民経済」形成への展望はなりたたない

し、したがつて、南北経済格差のは是正のてがかりも存在しない。

に面している発展途上国農業の再建が不可欠である。そこで農業はまた、「みどりの革命」に象徴される高収量改良品種、無機肥料、農薬やトラクター・コンバインなどの労働力節

表-4 日本の二国間ODAの所得階層別配分
(ネット・ディスパースメント)

(単位:百万ドル)

| 受取国 | 1983 | % | 1984 | % | 前年比伸び率 |
|-------------------------------|------------------|--------------|------------------|--------------|---------------|
| | | | | | 伸び率 |
| L L D C 低所得国① (LLDCを除く) | 265.4 1,235.7 | 10.9 50.9 | 278.4 1,038.8 | 11.5 42.8 | 4.9 △ 15.9 |
| 中所得国 | 719.4 | 29.7 | 907.6 | 37.4 | 26.2 |
| 低中所得国② | 535.5 | 22.1 | 564.6 | 23.3 | 5.4 |
| 高中所得国③ | 183.9 | 7.6 | 343.0 | 14.1 | 86.5 |
| 新興工業国④ | 76.1 | 3.1 | 57.0 | 2.3 | △ 25.1 |
| OPEC諸国 | 30.3 | 1.2 | 13.5 | 0.6 | △ 55.4 |
| 分類不能 | 98.4 | 4.1 | 132.2 | 5.4 | 34.3 |
| 合計 | 2,425.2 | 100.0 | 2,427.4 | 100.0 | 0.1 |

資料:外務省

注:①Low Income Countries 1980年の国民一人当たりのGDPが600ドル以下の国。

②Lower Middle Income Countries 1980年の国民一人当たりのGDPが600ドルより大きく1,200ドル以下の国。

③Upper Middle Income Countries 1980年の国民一人当たりのGDPが1,200ドルより大きい国。

④Newly Industrializing Countries 韓国、シンガポール、台湾、香港、アルゼンチン、ブラジル、メキシコ、ポルトガル、ギリシャ、ユーゴスラビア。

表-5 日本の二国間ODAの分野別配分(コミットメント)¹

| 分野 | 1983 | | 1984 | | 前年比伸び率 |
|---------------------------------|---------|-------|---------|-------|--------|
| | 百万ドル | シェア | 百万ドル | シェア | |
| A. プロジェクト援助計 | 3,086.8 | 88.6 | 3,203.2 | 80.7 | 4.5 |
| 経済計画、行政 | 11.6 | 0.3 | 14.6 | 0.4 | △ 35.8 |
| 公共事業 | 1,652.9 | 47.4 | 1,605.4 | 40.5 | △ 1.6 |
| 農林漁業 | 360.3 | 10.4 | 497.5 | 12.5 | △ 5.0 |
| 鉱工業、建設 | 414.6 | 11.9 | 388.7 | 9.8 | △ 13.8 |
| 貿易、銀行等サービス | 35.4 | 1.0 | 50.7 | 1.3 | 7.8 |
| 教育 | 216.0 | 6.2 | 188.4 | 4.8 | 96.2 |
| 保健 | 129.1 | 3.7 | 138.8 | 3.5 | △ 6.4 |
| 社会インフラ、福祉 | 129.6 | 3.7 | 170.2 | 4.3 | 550.5 |
| 多目的分野 | 85.9 | 2.5 | 88.1 | 2.2 | 444.3 |
| その他 | 51.4 | 1.5 | 60.8 | 1.5 | △ 34.9 |
| B. プログラム援助等計② (商品援助、KR食料援助等) | 396.2 | 11.4 | 764.7 | 19.3 | △ 39.5 |
| 総計(A+B) | 3,483.0 | 100.0 | 3,968.0 | 100.0 | △ 3.5 |

資料:外務省

注:①上表の数字は技術協力を含まない。

②債務救済を含む。

約的で輸出農業のための「近代的農業技術」の導入によって、自作・自小作など独立經營農民の没落や膨大な数の「土地なし農民」の農村堆積と都市への流出をまねいている。農業を「始動力」とする「自立經濟」形成は、このような「近代的輸出農業」の育成を意味するものではない。

「貧困」のるっぽと化した農村にできるだけ伝統的で土着的な労働力集約的農業を発展させ、これと関連した農村家内工業・小規模工業の育成・強化をはかり、さらに農村に消費財や労働力集約的な生産手段を提供する地域的な中規模工業を育成できれば、それは農村の「貧困」解決におおきな力を發揮するにちがいない。都市やその近郊工業地帯の鉄鋼・電力・重機械産業やかんがい・治水など土地基盤整備用の土木機械工業などの国家的規模の基幹産業は、これら農村・地方都市の地域経済を自立的・統一的な国民経済に統合するためのテコの役割をにない、その発展には先進工業国提供する技術・資本の自主的・選択的導入が必要となる。労働力集約的農業からはじまって、農村家内工業・小規模工業、地方都市の消費・生産財関連の中規模工業などをして都市の基幹産業にいたる発展途上国の重層的・立体的な「自立的な国民経済」づくりこそ「二重の貧困」解消の決め手であり、日本の経済協力の基本理念は、農業の自立を

「始動力」とするこのようない「自立經濟」育成への寄与におかれなければならない。

(2) ビック・プロジェクトから「伝統・中間部門」開発への政策目標の転換

経済協力における日本の政策目標もまた、根本的な転換を必要としている。これまでの工業化優先の「成長極大化戦略」や「戦略援助」のもとで、経済協力における日本の政策目標は、先進工業国の近代的な工業技術・設備の導入や生産基盤関連の電力・運輸・通信インフラストラクチャーの整備にむけられてきた。日本の政府開発援助(ODA)直接借款(一九六六～八四年)の最重点が多目的ダム、発電所など電力関連(構成比二四・八%)と道路、鉄道、空港、港湾などの運輸関連(構成比二四・八%)のビッグ・プロジェクトにおかれている事実がその証左である。

経済協力の基本理念の転換は、このような生産関連インフラストラクチャーのビック・プロジェクト主義の清算と「伝統・中間部門」開発の重視へと、政策目標の転換を伴うものでなければならない。ところで、ここにいう「伝統・中間部門」開発とは、発展途上国における農村の伝統・中間部門(農業および家内・小規模工業)と都市の伝統・中間部門(大都市のインフォーマル・セクターおよび地方都市の中規模工業)の開発・発展を重視する考

日本経済協力(ODAの直接借款)の政策上の主目的は、こうして「伝統・中間部門」開発の原則をふまえて、①かんがい率の低い発展途上国のかんがい・治水・干拓など農業生産基盤の整備、②労働力吸収と土地生産性の上昇を主眼とする農地改革などの構造政策、農業投入財の低価格維持や農産物の安定価格など価格政策、農産物の国内流通機構・機能整備の流通政策などの農業政策・投資推進への寄与、③近代部門と伝統部門の中間に位置する地方小都市における農産物加工の市場産業、伝統的中小企業の育成や農村に消費財・生産財を提供する中規模裾野工業に適した生産・経営管理技術の移植、④都市の上下水道、教育、保健など社会・福祉関連インフラストラクチャーの整備・充実におかなければならぬ。

(3) 発展途上国との協議・合意による経済協力の展開

日本の経済協力は、発展途上国との二国間・多国間の緊密な協議と合意のもとに推進される。国際的な経済協力をめぐる日本の基本理念や政策目標の転換は、二国間・多国間の緊密な協議と合意にもとづいて、はじめて実行可能なものとなる。げんざい、発展途上諸国は過去六回を数えたUNCTAD(国連貿易開発会議)の成果や第六回国連特別総会(一九七四年)の「新国際経済秩序設立に関する

る宣言」(NIEO宣言)などをふまえて、南の諸国にたいする「正義と公正」を基準にして世界経済全体の全般的改革を要求している。UNCTAD第四回総会による「一次產品総合プログラム」「技術移転行動基準」策定要求はその一環であり、第六回非同盟諸国首脳会議(一九七九年)はこの世界経済の改革のための「国連包括交渉」(グローバル・ネゴシエーション)を提唱した経過がある。

日本はこれらの南の側の交渉要求に積極的に応える責務がある。こうした立場から、日本は国連総会やUNCTADにおいて、南北問題解決への日本の基本理念、政策目標などを積極的に提起し、発展途上国との合意形成につとめるべきである。また、世界銀行(WB)、第一世銀(IDA)、アジア開銀(ADB)など経済協力関係の国際機関においても、日本の理念・政策目標をつよくうつたえて、国際的な経済協力政策推進への日本の姿勢反映をはたらきかける必要がある。日本の経済協力は、あくまでも発展途上国とのこのような包括的協議や合意形成を前提として実行されなければならない。

2 債務累積・一次産品問題など当面の南北問題への対応

(1) 発展途上国の対外債務累積問題への対応

経済協力の basic 理念や政策目標の転換は、きわめて長期的な課題である。その間、発展途上国は対外債務の累積、一次産品価格の低迷、先進工業国からの技術移転など解決がいそがれる問題をおおくかかえている。とくに、発展途上国における対外債務累積額は、一九八四年末で八九五〇億ドル、八五年末で九七〇〇億ドル(表-6)に達し、その解決に一刻のゆうよも許されない重大事態となっている。債務累積額の伸び率は、債務危機の表面化とともになう民間銀行の融資抑制と発展途上国の側の对外借入抑制とによって、表面的には低下傾向にある。だが、累積債務にしめる民間資金と短期債務の増大という債務構造の悪化によって、かえつて債務の支払負担は増大している。

支払負担の増加という危機のいつそうの深まりを回避するには、当面、先進工業国や国際的金融機関による緊急の救済措置が必要である。昨年のIMF・世界銀行の合同年次総会で、ベーカー米財務長官は、巨額の債務国と中所得途上国(計一五カ国)を対象に今後三年間(一九八六年～八九年)二〇〇億ドルの新規融資を米銀を中心とする各国民間銀行にもとめ、同時に恒常的な国際収支赤字にならむ低所得途上国を対象とするトラスト・ファンドの創設をよびかけた。だが、発展途上国の債務構造の悪化を避けるためには、むしろ

表-6 発展途上国の対外債務残高(1980～1985年) (単位: 10億ドル)

| | 1980 | 1981 | 1982 | 1983 (暫定) | 1984 (暫定) | 1985 (暫定) |
|---------------------------|------|------|------|-------------------|-------------------|--------------|
| DRS報告国(104カ国) | 540 | 629 | 699 | 761 ¹⁾ | 810 ²⁾ | 880 |
| 長期債務(当初償還期間1年以上) | 412 | 470 | 525 | 598 ¹⁾ | 655 ²⁾ | 710 |
| 公的資金 | 160 | 174 | 191 | 209 | 225 | 245 |
| 民間資金 | 252 | 296 | 334 | 388 ¹⁾ | 430 ²⁾ | 465 |
| 短期債務(当初償還期間1年以下) | 119 | 145 | 155 | 134 ¹⁾ | 122 ²⁾ | 170 |
| IMF資金の利用(IMFトラスト・ファンダは除く) | 9 | 14 | 19 | 29 | 33 | |
| その他の開発途上国 | 70 | 73 | 76 | 82 | 85 | 90 |
| 総額 | 610 | 702 | 775 | 843 | 895 | 970 |
| (参考) 債務総額の増加率(%) | n.a. | 15.1 | 10.4 | 8.8 | 6.2 | 8.4 |

注:(1) 当初は短期債務であったものを1983年中に債務繰延べにより長期債務に振り替えた220億ドルを含む。

(2) 当初は " 1984年中に " " 250億ドルを含む。

出所: 世銀「世界債務状況表1983/84」

民間資金よりも公的資金による融資増大が望まれており、この点でベーカー提案には問題がある。日本は公的資金による二国間融資や国際金融機関への出資増額による多国間融資を積極的に拡大するとともに、既存債務のくり返し（リスケジュール）や再融資（リファイナンス）をすすめるべきである。また、低所得国の恒常的な国際収支赤字をカバーするためのトラスト・ファンドの設置などには、積極的な対応が必要である。

(2) 一次産品共通基金設立協定の早期発効と交易条件の改善

発展途上国における債務累積のもつとも大きな原因是、その主な輸出商品である一次産品価格の低迷と交易条件の持続的な悪化による。この一次産品価格の長期低迷を解決する手段として、一九七六年に開催されたUNCTAD第四回総会（ナイロビ）は、バナナ、ボーキサイド、ココア、コーヒー、銅、綿花および綿糸、鉄鉱石、マンガン、食肉、ゴム、砂糖、熱帯木材、すず、ジュートなど八品目を対象とする「国際商品協定」（ICA）の締結促進と一次産品総合プログラム推進のための「一次産品共通基金」（CF）の設立を提唱した。これは一次産品の価格安定と貿易関係の促進を目的とするもので、一次産品共通基金（CF）は融資を希望する国際商品機関（ICO）の緩衝在庫購入費用と保管費用をく

わえた最大資金需要相当の融資を行なうことになつてゐる。しかし、この一次産品共通基金協定の発効には、九〇カ国以上の批准書寄託が必要であるが、米国の不参化方針によつて発効の見通しがまつたくたつていなか。日本は共同協定の発効のために米国の参加をつよく要求するとともに、あわせて一次産品価格の安定化と内需喚起・輸入拡大に積極的に取り組むべきである。

(3)

据野産業の育成と積極的な技術移転

日本はこれまで、発展途上国経済にたいして「資本財・中間財の供給基地」としての役割になつてきた。しかし、これでは発展途上国の輸入代替・輸出指向の工業化が進展するほど、日本からの資本財（機械）や中間財（素材・部品）への依存がつよまることになる。このような対日依存を緩和するためには、発展途上国側にそのいつそうの工業化に必要な資本財・中間財の一部を国内生産する機械産業や部品産業などの据野産業の育成が不可欠となつてゐる。日本の役割は「資本財・中間財の供給基地」よりも、むしろこれらの据野産業育成のための「技術の供給基地」に転換しなければならない。この場合でも、発展途上国の経済自立化に真に必要とされる適正技術の移転がもとめられてゐるのであり、こうした立場から、日本は政府開発援助（ODA）における技術援助の拡大や適正技術の保

有者である民間中小企業による技術移転を積極的に推進すべきである。

3

政府開発援助（ODA）倍増と経済協

力の立案・執行過程の抜本的改革

(1) 「二重の貧困」とのたたかいのための

政府開発援助（ODA）の倍増

日本の政府開発援助（ODA）は、経済協

力機構（OECD）の下部機関である開発援助委員会（DAC）加盟の一七カ国の中でも質・量ともにおおきく見劣りのする存在で

ある。日本のODAの対GNP比は〇・三五%（以下、一九八四年）で第一一位、国民一人あたりの負担額三六・〇ドルは第一三位、贈与比率は四六・一%で第一七位、グランント・エレメントは七三・七%で第一七位、技術協

力比率は一〇・一%で第一五位と主要項目がそれぞれ低位に低迷しているのが現状だからである。「成長極大化戦略」から「二重の貧困」とのたたかいへの基本理念の転換や、ビッグ・プロジェクトから「伝統・中間部門」開発への政策目標の根本的転換をふまえ、対GNP比〇・七%以上の政府開発援助（ODA）実施をめざして、当面、その倍増計画に取り組むことが必要、不可欠である。また、ボランティアやONG（非政府民間組織）の参加など国際的色彩にも考慮すべきである。

(2) ODA評価体制の整備と国会の監視機能の強化

政府開発援助の量的・質的拡充とともに、このODA評価体制の整備と国会の監視機能の強化が不可欠となる。これまで援助実施官庁が行なつていたODA事業の評価を新たに設置される独立の評価機関にゆだね、その評価報告書は、ちくじ、国会に提出されなければならない。また、国会は日本の経済協力の

基本理念と政策目標、あるいは経済自立化への相手国の要求にてらして、それぞれのODA事業が適切に執行されたか否かをこの評価報告書にもとづき、もしくは直接の調査活動によつて判断する。国会の評価・判断は相手国の異議がないかぎり、公表される。こうして、ODA事業の適切な実施のための評価体制の整備とプロジェクト借款・商品借款につわる不正防止措置をまつて、日本はそのODA倍増計画を推進する。

(3) 経済協力の立案・執行過程の抜本的改革
日本の経済協力にかかる企画・立案・執行過程はきわめて不適切である。その政策立案省庁は、「戦略援助」重視の外務省、「成長極大化戦略」優先の通産省・経企庁、農業プロジェクト優先の農水省などの各省庁にまたがり、また実施機関は海外経済協力基金、国際協力事業団など多数の機構に分割されてい

る。このようなシステムのもとでは、政策立案省庁や実施機関の政策・利害調整や単一の基本理念・政策目標にそつた経済協力の立案・実施はまったく不可能である。したがつて、「二重の貧困」とのたたかいの基本理念や農業を「始動力」とする自立的発展などの政策目標の達成には、各省庁にまたがる政策立案機能を「国際経済協力庁」(仮称)のようないきなりの機構に再編・統合する抜本的改革が不可欠である。多數の実施機関もこの「国際経済協力庁」のもとに再統合化される。

一九八六・四・二五

さらに、日本の経済協力の basic 理念、政策目標を明示し、国会の役割・権限・政策立案・執行の統一機構の整備やODA事業の評価システム・援助情報の公開システムなどの基本指針を盛り込んだ「国際経済協力基本法」(仮称)の制定も必要となる。これによつて、国

の内外にわたつて日本の国際経済協力の理

念・指針が明らかになるとともに、その誤りなき執行が確保されることになるからである。

東京サミットめぐるわが党の主張と提言 不戦・核廃絶と南北和解・経済政策協調への道

七年ぶり、二度目の東京サミット(先進国首脳会議)は、いま、期待と不安が交差するなかで開催されようとしている。東京サミットは、「米ソ核不戦・核軍縮」への「新ジユネーブ精神」をうちだした米ソ首脳会談後の初のサミットである。ほんらいならば、この「新ジユネーブ精神」の具体化におおきなイニシアティブを發揮し、核廃絶への世界の熱望に転化しようとしている。

応えるのが、平和憲法をもつ日本の首都で開かれる東京サミットにふさわしい第一の使命である。だが、その直前に開かれたレーガン・中曾根会談の経過からも明らかのように、東京サミットはSDI(戦略防衛構想)推進や地下核実験強行など、レーガン米大統領の「力

東京サミットは、また、サミット唯一の「非歐米国家」日本の首都で開催される。これを

ふまえて、農村と都市の「二重の貧困」に苦

腦深める南の世界に手をさしのべ、南北和

解・南北協調への起点となる第二の使命をお

びてはいる。しかし、その使命に反して、東京サミットは、リビアの首都トリポリへの空爆という米国の「国家的テロ」を容認する動きをみせてはいる。それは、「国際テロ対策への共同歩調」という名の南の世界への「挑発的姿勢」を、いちだんと強めようとさえしているのである。

東京サミットには、さらに、世界経済をむしばんでいる雇用危機や社会保障・社会支出削減による社会的・経済的分裂を癒す第三の使命がある。ところが、東京サミットは、「積極的産業調整」や「市場開放の徹底的促進」など市場原理にたつ構造政策やマクロ経済政策のみを重視しようとしている。失業の恐怖、生活の不安定化など社会的・経済的分裂をいつそう深めるだけのこの市場原理の活用は、労働の質と創意にもとづく世界経済活性化の課題にまつたく逆行するものだといわなければならない。

いまこのように、期待と不安が交差するなかで、世界が東京サミットの動向に注目している。わが党は、東京サミットの右の三つの歴史的使命を指摘するとともに、その実現の

ために、中曾根総理大臣に左記の諸点を申し入れるものである。

記

1、SDI参加のサミットではなく「米ソ核不戦・核軍縮」のサミットにすべきである

東京サミットは「新ジュネーブ精神」実現に積極的にニシアティブを發揮すべきである

東京サミットはジュネーブで開かれた「米ソ首脳会談」後の初のサミットである。この「新ジュネーブ精神」をうたいあげている。東京サミットは、「新ジュネーブ精神」にそつて米ソ核不戦を再確認するとともに、①宇宙軍拡競争の停止、②米ソ戦略核兵器五〇%削減、③中距離核（INF）の全廃、の三分野の画期的な核軍縮交渉進展に積極的ニシアティブを發揮すべきである。このために、東京サミットは、米ソ両国にたいして、米ソ首脳会談の早期開催、右の三分野にわたる核軍縮交渉の精力的な推進、実現可能分野における核軍縮合意の早期締結、地下核実験の即時停止などを強く要求すべきである。

3 「非核三原則」の厳守とアジア・太平洋非核武装地帯の設置を提唱すべきである。東京サミットの主催国日本は、戦艦ニュージャージーなどトマホーク核ミサイル搭載米

2 「西側同盟」の結束強化や対ソ対決戦略・SDI参加を取り極めてはならない

レーガン米大統領は、その「対ソ対決戦略」への「西側同盟」の結束強化の場として東京サミットを活用する企団をもつていているといわれる。このために、対ソ核優位の企団をおびるSDI（戦略防衛構想）へのサミット出席国の参加や、非核通常戦争の段階からソ連の戦略核原潜を攻撃する「新海洋戦略」およびリビア空爆にみられるような「新介入戦略」などへの「西側同盟」の結束強化を主張するものとおもわれる。だが、このようない「力の立場」から米ソ首脳会談に臨もうとする米国の姿勢は、「新ジュネーブ精神」にまったく逆行するものであり、「米ソ核不戦・核軍縮」への展望をみずから破壊するものである。東京サミットの主催国である日本は、むしろ、宇宙軍拡をもえあがらせるSDI（戦略防衛構想）や「対ソ対決戦略」をやめさせ、それにかかる「米ソの和解・不戦」や「米ソ核軍縮」進展への参加国間の結束強化を主張すべきである。

艦艇の日本寄港拒否と「非核三原則」厳守の姿勢を明らかにし、あわせて、米ソ核兵器の引き離しと核軍縮推進のための「アジア・太平洋非核武装地帯」の設置を強く提唱すべきである。広島・長崎の被爆国であり、東京サミットの主催国である日本が、ラテン・アメリカ非核地帯や南太平洋非核地帯にならつて、アジア・太平洋非核地帯の設置を提唱し、これらの非核地帯の拡大による米ソ核軍縮の進展におおきなイニシアティブを發揮するのはどうぜんの責務だといわなければならない。

一、「国家テロ」容認と南北対決のサミットではなく、南北和解・「二重の貧困」解消のサミットにすべきである

一 東京サミットを「国家テロ」容認と南北対決のサミットにしてはならない

東京サミットを、リビヤの首都トリポリへの空爆という米軍の「国家的テロ」や「国際テロ対策への共同歩調」という南の世界への対決政策の場としてはならない。アラブ・イスラエル対決に起因する中東地域のいわゆる「国際テロ」を空爆などの「国家的テロ」で抑えるのは、もともと不可能である。むしろ、イスラエル占領地の即時返還、ヨルダン川西岸・ガザ地区におけるパレスチナ国家の樹立などを前提とするアラブ・イスラエルの平和共存

の実現こそが、「国際的テロ」解消への基本的展望とならなければならない。東京サミットは、このように、アラブ・イスラエルの和解・共存への枠組づくりを提唱すべきである。国の「国家的テロ」の容認や南北対決のサミットにはすることを厳に戒めるべきである。

2 発展途上国の農村・都市の「二重の貧困」からの脱却をはかり経済自立への道をひらくべきである

東京サミットは、「非欧米国家」日本の首都で開催される意義をふまえて、農村と都市の「二重の貧困」に苦腦を深める南の世界に手をさしのべる、南北和解・南北協調のサミットにならなければならぬ。この「二重の貧困」は、一次産品の輸出停滞、資本財・中間財の輸入増大、国際收支の悪化や一兆億ドルに達する債務累積とならんで、南北問題の根幹に位置する重大な問題である。それは「工業開発援助」を優先する北の「経済協力理念」や農業再建を基本とする「自立経済」づくりへと南の経済路線の転換を要求している。東京サミットは、南北和解を基本に、この農村と

都市の「二重の貧困」解決のための南北間の「包括的対話」（グローバル・ニゴシエーション）を提唱すべきである。

一 失業の強靭・生活不安などの社会的・経済的分裂を愈すサミットとすべきである
雇用危機や社会保障・社会的支出削減による社会的・経済的分裂が、いぜんとして、世

3 ビッグプロジェクトから自立経済育成へと経済協力政策の転換をはかるべきである

東京サミットは、いま一兆億ドルの膨大な債務累積に苦しむ発展途上国にたいして、公的資金による二国間融資や国際金融機関への参加各国の出資増額による多国間融資の積極的拡大、既存債務の繰り延べ・再融资などの緊急救済策を提示すべきである。また、より構造的な対策として、政府開発援助（ODA）の対GNP比〇・七%の完全実施を約束すべきだが、フィリピンのマルコス前大統領の不正蓄財事件をふまえて、これらの政府開発援助は発電所、道路、港湾などのビッグ・プロジェクトではなく、農業、中小企業、緑と環境保全、都市の上下水道、教育、保健など社会・福祉関連インフラストラクチャーなどに向けられるべきである。

一、社会的・経済的分裂のサミットでなく労働の創意と経済活性化のサミットにすべきである

一九八六年四月二十五日

日本社会党中央執行委員長

石橋政嗣

内閣總理大臣

中曾根康弘殿

の、国際的な金利の引き下げ、為替相場の乱高下の防止、適正水準での通貨価値の再調整に目標がおかなければならぬ。

3 購買力拡大・内需活性化への主催国日本

の国際的責務を明らかにすべきである。

界経済をむしばんでいる。先進工業諸国の3%程度の経済成長は、この深刻な分裂を癒すのに十分な力をそなえてはいない。しかも、このわずかの成長でさえ、市場原理にもとづく効率本位の構造調整政策や市場開放の貿易政策のもとで、高い失業率と「小さな政府」の犠牲をはらって達成したものなのである。東京サミットは、労働の側の創意とイニシアティブによる世界経済活性化のために、雇用の確保、国内需要の拡大、購買力・生活水準の引き上げなどで社会的・経済的分裂を癒すサミットにならなければならない。

2 労働の質と創意にもとづくマクロ経済政策の国際的調整をおこなうべきである。

とうめんの国際的な経済摩擦を解消するには、米・日・西欧経済のあいだのマクロ経済政策の調整が必要である。だが、あくまでもそれを労働の質と創意にもとづく政策調整とすることから、①大幅財政赤字の米国は国防費の削減による財政再建を、②大幅な経常収支黒字の日本は賃上げ・所得減税・時短・社会支出の拡充による購買力・内需拡大を、③对外競争力低下の西欧経済は労働の側よりおきなイニシアティブによる産業構造調整を、それぞれ実施すべきである。また、為替と通貨政策に関しては、この労働の創意による世界経済活性化の中長期的政策の枠組みのもとで



一九八六年四月八日

一九八六年四月八日

申入れ

自由民主党總裁
中曾根 康 弘 殿日本社会民主党
公明社民連合

参考資料

一九八六年三月四日

与野党書記長・幹事長会談における回答

一、与野党合意事項の具体化について

三月四日に行なわれた与野党幹事長・書記

長会談における所得減税など五項目の合意事項（口頭確認を含む）に基づく、貴党の具体化方針について文書で明らかにされたい。

二、円高対策について

1、円高差益・原油値下がり益の還元

① 電力料金については六一年度に一兆数千億円規模の還元を六月一日から行なうと

もに、原価の洗い直しをし、料金制度の見直しを早急に行なうこと。なお、それ以外の差益についても適切な措置を講ずること。

② ガス料金についても電力料金に準じた還元を行なうこと。

③ 石油製品を始め差益の生じている物資に

ついては早急に還元を促進する措置をとること。特に政府関与物資については速やかに実施すること。

2 円高不況対策

① 円相場の適正水準を安定的に維持できるよう努めること。

② 建設国債の追加発行等積極的な財政出動によつて、景気を浮揚させること。公定歩合についても引き下げを促進させること。

③ 円高で影響を受ける中小企業については十分な配慮を行なうこと。特に円高融資の金利を大幅に引き下げるのこと。

三、大型補正予算の編成について

一、所得減税については、今国会中に各党間で合意を得るよう協議し、昭和六一年中に

成案を得る（成案を得て実施することである）。

二、住宅・教育、パート等政策減税について

は、できるだけ速かに実施できるよう今国会中に実務者間で結論を得る（昭和六一年のできるだけ早い時期である）。（年末調整にまにあわせることだ）

三、内需拡大については、民間活力、財政投融資の活用等各般の工夫・努力を重ね、予

右、申入れます。

算成立後もその円滑な執行を図るなど一層適切な経済運営に努めることとし、経済・景気動向の著しい変動に対しても財政金融措置をとるなど機動的な運営をはかる。

四、社会福祉の充実や健康増進対策等にきめこまかな措置を講ずる。

五、森林、林業の健全な育成と固有林野事業

一九八六・四・七

「経構研」最終報告書について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 嶋崎 譲

一 中曾根総理の私的諮問機関といわれる「経構研」の最終報告書が本日発表された。

私的諮問機関とはいえ、総理は公式の場でしばしばこの「報告」を今日の経済運営の指針とすることを言明しており、その内容についてわれわれも大きな関心を抱かざるをえない。

二 「報告」は、その前提としてわが国の経済運営が「危機的状況である」と認識し、「従来の経済政策及び国民生活のあり方を歴史的に転換させる」ことの必要性を説いている。

の経営改善方策については、（財源措置を含めて）昭和六一年中に結論を得るよう最善をつくす。

六、右の諸問題につき、今後とも、各党間で必要な協議を行う。

（口答） 防衛費のGNP比1%枠を守ることに最善をつくします。

然として「赤字国債依存体質からの早期脱却」という、すでに客觀性のない課題と内需拡大策との両立が可能であるかのような幻想を語っている。

四、「消費生活の充実」の項目は概ね同意できるが、現にいまの国会で野党の減税要求等を頑なに拒否した中曾根内閣がどこまで真剣に取り組み、具体化するか、厳しく見つめることにしたい。

五、住宅、市街地再開発・その他社会資本整備についても一応「前向き」の目標を示しているが、その推進の手法は「民活」「規制緩和」等に依存するものとされている半面、政府自身の財政・金融政策が担うべき役割についての指摘が極めて消極的である。このままでは「政府不在の大企業王国」といわれる様相が一層深まるばかりである。

六、社会資本形成のための自治体の役割について述べているが、ここでも手法はあいまいである。集権型、大都市圏中心型の社会

資本形成のかげで見捨てられている地方・

地域経済の振興、そのための分権的手法についての配慮がほとんどない。

七、税制改革について極めて抽象的な改革目

標を羅列し、不公平税制是正の課題から目

をそむけている半面、庶民の小額貯蓄を狙

していることは意図的であり、断じて容認

できない。

八、五月サミットを意識して「国際協力の推進」にかなり言及されているが、マルコス疑惑にみられるような「協力の質と内容」の改革という問題意識がうかがえない。これから経済協力はとりわけ発展途上国を重視しなければならない。それも従来型のビックプロジェクトを中心、巨大工業中心のものから、農業をはじめ伝統・中間部門の開発や都市部の教育、保健、住宅整備などの推進、また雇用創出効果の高い小規模裾野産業の育成などを重点とすべきである。そのような経済協力の質的改革の視点が「報告」には欠け落ちている。

一九八六・四・二五

政府税調「中間報告」に関する談話

日本社会党政策審議会

会長 嶋崎

譲

一、本日発表された政府税調の「中間報告」

は、「包括的な税制改革」の全体像を示さず、「負担の絶減・合理化」の方策について部分的にふれているが、このような発表の仕方自体、明らかに選挙を意識した作為的なものであり、減税をうたいながら、包括的税制改革（実は大型増税）との一体的検討を強調していることに示される通り、選挙前は減税、秋には増税の筋書きを背後にかくしている。政府部内では大型間接税の導入をはじめとする増税案の検討作業を進めてい

るにもかかわらず、その具体的な内容をまったく明らかにしないのは国民に対する重大な欺瞞といわざるをえない。また、税制改革にあたっては、生活費には課税しない、社会保障の改善につながる、という二つの原則を前提とすべきと考へるが、政府税調はこのようないくつかの原則からも眼をそむけてい

い。

三、現行の税率構造を見直し、税率の簡素化を進めることは必要だが、この際、課税最低限を引き上げ、低所得層の負担の軽減にまず配慮することが前提でなければならぬ。「中間報告」はそれに否定的であり、結果として低所得層の負担増を招く懸念が強い。

また、累進構造を緩和する場合は、高額所得者の減税分を中・低所得の負担増で埋める結果とならぬよう、不公平税制是正の

二、今日、本格的な減税と税制改革を進める

る。

措置とからめて進める必要がある。例えば総合所得課税を徹底すること、特別の高額所得者には富裕税を課すこと、法人税には一定の累進税率を導入、土地税制も改革するなどの措置を併行させるべきである。「中間報告」にはその観点がなく、単に最高税率を六割台に引き下げるといつても社会的公正に背くものとなる恐れがある。

四、給与所得者の申告納税は制度としては合理的といえるが、問題は、勤務費用の概算控除をどこまで認めるかであり、結果として、現行控除よりも給与所得者に有利となる控除額とすることが必要である。

また、パート労働の拡大のもとで、これに係る大幅減税措置について具体的に示されていなことは、政府の減税の実態を露呈している。

五、法人税の実質負担を現行の五割台から四割台に引き下げる等としているが、現行の大企業に対する優遇税制を温存し、大企業、中小企業の政策的区分を行わないことは税負担の不公平感の拡大につながる。法人税減税は、不況にあえぐ中小零細企業にこそ必要であるとともに、個人所得、給与所得拡大の方策こそ政府は追求すべきである。

六、「中間報告」は、所得税・個人住民税、法人税等の減税を求めていたが、こうした減税に対する地方財源の補填については何ら

言及していない。不況に追い討ちをかける補助率のカットなど、地方財政は困窮を深めおり、税源の再配分を含めて、地方財政への適切な補填措置を講ずべきである。

七、少なくとも、以上の点から、わが党は政府税調の方策は「減税」に限るとしても極めて不十分であり、国民の求める重要な課題に背き、あるいは答えをあいまいにしていると考えざるを得ない。今後、「国民の参加」のもとで税制改革の論議を進めるに際しては別途に本年中にできるだけ時刻を早めて実施することをわが党は強く要求する。

一九八六年四月二八日

行革審「推進状況調査小委員会」報告に 関する談話

日本社会党政策審議会
会長 嶋崎譲

化しようとするものである。

一、本日、公表された行革審・推進状況調査小委員会報告「行財政改革の推進状況と今後の課題」は、臨調・行革審の路線を最大限に讃美するとともに、その路線に対する国民・野党の批判を片面的・一方的に批判し、「増税なき財政再建」を名目とする財界の既得権益保護と国民への負担転嫁を正当

して、わが党はそれらの点を厳しく追及する。

本年度の経済成長見通しは異常に低いものとなることが想定されており、円高不況の国民生活への影響も深刻であり、税財政の機動的な運用が火急の課題となつている。この情勢を踏まえ、野党の要求する六年度減税措置は、本格的税制改革問題といふものではない。今後、「国民の参加」のもとで税制改革の論議を進めるに際しては別途に本年中にできるだけ時刻を早めて実施することをわが党は強く要求する。

税制改正基調（選舉前法人・中堅給与所得者の減税提唱、選挙後全国民負担の大型間接税導入公表）に対しても理解を示すなど、第二臨調以来の行革審の反国民的体質と路線を顕著に露呈している。

二、報告は、第二臨調以来の「活力ある福祉社会の建設」「国際社会に対する積極的貢献」という二大目標の強調と過去五年間の実績を自己宣伝しているが、行革審のいう景気回復の達成の影には五八・五九・六〇年の中小企業を中心とする企業倒産ワースト記録の更新があることについては口を拭い、二大目標達成のためには国民負担率が長期的にある程度上昇することはやむを得ないといし、最近の国民負担の増加を正当付け、更なる負担を求めていたが、こうした

その推進実績を評価しているが、福祉・教育・公共事業をはじめとする国庫補助負担金のカットに見られる地方自治体への財政負担転嫁、地方自治法改正における国の代理執行権強化に見られる国の自治体への監督権強化、いまだに五〇〇余存在する機関委任事務をみても分権の推進などには値しない施策の積み重ねが行われている。報告は、今後さらに自治体負担の拡大を進め、同時に留保財源率の引き下げなど地方財政の縮小すらめざすとしており、地方自治の本旨を否定するものに他ならない。

また、民間活力の推進が、福祉・文教の受益者負担強化であり、国公有地の企業への払い下げによる利権のバラ撒きであることは既に国民周知の事実である。

四、行革審は国会軽視の姿勢を貫いてきたが、今回の報告においても例えれば国鉄の分割・民営化のための「国鉄改革関連法案の早期成立を図る」、患者負担の見直し、加入者比率の引き上げなどの「老人保健法改正案

の早期成立を図る」、補助金について二分の一・三分の一・三分の一に整理する等の主張を繰り返している。これらの問題は、国會において審議中のものであり、国民を代表する議会において判断されるものであるにも関わらず、こうした言及は国会無視国民無視の象徴である。

五、わが党は、福祉・分権・平和をめぐる國民のための行財政改革の推進を主張し、各改革課題の提示はもとよりとして、税制改革と減税問題、内外の経済・財政問題、年金をはじめとする福祉・文教問題、国鉄再建対策等、数々の提案を行つてきた。今日の国民生活と内需拡大・経済摩擦解消という課題の達成を勘案すれば、わが党の主張する積極財政と給与の的確な上昇、減税をするなど、社会の中長期的な安定・発展に必要不可欠であると考える。わが党は国民と共に、増税・福利切り捨ての行革審・中曾根行革と対決し、眞の行財政改革の達成を追求する。

たかも自らを「天の声」であるかに神格化

しようとする行革審は、その存在 자체が最早有害無害であると考へる。

三、報告は、自立・自助・互助・連帶を強調し、分権の推進、民間活力の活用を主張し、

石炭政策推進についての申し入れ

一九八六・四・一七

現在第八次石炭政策について、通商産業大

臣より石炭鉱業審議会に諮問がなされ、同検

討小委員会において鋭意検討が進められてゐるが、来る五月八日には答申のフレームワー

記

クについて決定されることが予定されている。

また、四月七日には、中曾根総理の私的諮問機関である「国際協調のための経済構造調整研究会」がその研究結果を報告書として提出したが、国内炭生産を大幅に縮小することと記述しており、石炭産業の関係者をはじめ産炭地自治体関係者に大きな衝撃を与えてい

る。

最近の短期間ににおける急速な円高によつて内外炭格差は更に一層拡大しているが、いざれにせよ石炭は石油代替エネルギーの一つの柱であり、特に国内炭は唯一の国産エネルギー源として、その対策のため衆議院には石炭対策特別委員会が設置され、今日まで慎重かつ適切な施策の展開のための努力が払われてきたところである。

エネルギー問題はI・E・Aの報告にも示

されているように、常に中長期的視点に立つて進められなければならないが、特に国内炭の安定的確保はエネルギーに関する国際連帶の一環としても重要であるばかりでなく、地域経済と雇用の問題、炭鉱技術の温存、供給の安定と国内資源の合理的活用の面からも、現有炭鉱の存続に万全を期すべきである。

以上の趣旨について、強く申し入れるものである。

一、産炭地域社会経済の活性化のため、その施策の拡充強化を図ること。

一、昭和六一年度の石炭需給計画を速やかに策定すること。

右、申し入れる。

一九八六年四月一七日

一、政策の立案に当つては、第七次政策の根幹である、①政策需給体制の維持 ②基準炭価制度の存続 ③特別会計による財源の確保を堅持すること。

特に、石炭火力発電所の強化、電力用内外炭一元販売制度等について検討するこ

と。

一、深部化、奥部化に伴い、新区域開発、坑道展開、坑道の不燃化などに対する助成を一層強化すること。

日本社会党中央本部書記長
田辺 誠
通商産業大臣

日本社会党石炭対策特別委員会委員長
多賀谷 真 横

第三十二条第一項中「四十八時間」を四十時間に改め、同条第二項中「四週間」を二週間に、「四十八時間」を「四十時間」に、「定を」を「定めを」に、「その定」を「その定め」に改める。

第三十六条中「若しくは第四十条」を削り、「促し」を「ただし」に改める。

労働基準法の一部を改正する法律案

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「四十八時間」を四十時間に改め、同条第二項中「四週間」を二週間に、「四十八時間」を「四十時間」に、「定を」を「定めを」に、「その定」を「その定め」に改める。

第三十五条第一項中「少くとも一回の休日」

を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「若しくは第四十条」を削る。

第三十五条第一項中「少くとも一回の休日」を「少なくとも連続した二日の休日」に改め、同条第二項中「四週間」を「二週間」に改め、「定を」を「定めを」に、「その定」を「その定め」に改める。

第三十三条第一項中「若しくは第四十条」を削り、「促し」を「ただし」に改める。

第三十七条第一項目「第三十三条若しくは
第三十三条规定又は」に改め、「若しくは休
日に労働させた場合又は午後十時から午前五
時（労働に関する主務大臣が必要であると認
める場合においては、て、その定める地域又
は期間については午後十一時から午前六時）
までの間において労働させ」「又はその日」
及び「又は労働日」を削り、「二割五分以上の
率で計算した」を「百分の五十以上の」に改
め、同条第二項中「前項」を「前三項」に改
め、同条第一項の次に次の二項を加える。

使用者が第三十三条又は前条の規定に
よつて休日に労働させた場合においては、
その日の労働については、通常の労働日の
賃金の計算額の百分の百以上の割増賃金を
支払わなければならない。

使用者が午後十時から午前五時までの間
(労働大臣が必要であると認める場合にお
いては、その定める地域又は期間について
は午後十一時から午前六時までの間)にお
いて労働させた場合(第一項又は前項の規
定の適用がある場合をも含むものとする)
においては、その時間の労働については、
通常の労働時間の賃金の計算額の百分の百
以上の割増賃金を支払わなければならない
い。

第四十条 削除

第六十条第一項中「第三十六条及び第四十
一条」を「及び第三十六条」に改め、同条第二
項中「四十二時間」を「三十五時間」に改め、
同条第三項中「四十八時間」を「四十時間」
に改める。

第一百十九条中第三号を削り、第四号を第三
号とする。

第三号を第三号とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十二年四月一日から
施行する。ただし、第三十七条の改正規定
及び次項から附則第四項までの規定は、公
布の日から起算して三月を経過した日から
施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行(前項ただし書の規定に
よる施行をいう)前にしたこの法律による
改正前の労働基準法(以下この項において
「旧法」という)第三十七条第一項に規定
する労働に係る割増賃金及び旧法第百十四
条の附加金については、なお従前の例によ
る。

3 この法律の施行(附則第一項ただし書の
規定による施行を含む。以下同じ)前にし
た行為及び前項の規定により従前の例によ
ることとされる割増賃金に係るこの法律の
施行後にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

4 前二項に定めるもののほか、この法律の
施行に関して必要な経過措置(罰則に関す
る経過措置を含む)は、政令で定める。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の就業条件の整備等に関する法
律の一部改正)

第五条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び
派遣労働者の就業条件の整備等に関する法
律(昭和六十年法律第八十八号)の一部を
次のように改正する。

第四十四条第二項及び第三項中「第四
十条」を削る。

理 由

労働者の健康の維持増進及び生活の向上に
資し、労働条件に関する国際的な動向に対処
し、並びに雇用機会の増大に資するため、週
休二日制を実施するほか、労働時間等の特例
を廃止するとともに、時間外労働、休日労働
及び深夜労働についての賃金の割増率を引き
上げる必要がある。これが、この法律案を提
出する理由である。

中小企業庁設置法案要綱（案）

求めることができるのこと。

中小企業に対する総合政策を強力かつ効果的に実施するため、中小企業庁を總理府の外

局として設置し、専任の大臣を置くこととする等、次のように中小企業行政機構の拡充と権限の強化を図るものとする。

第一 設置及び任務

一 總理府の外局として、中小企業庁を設置すること。

二 中小企業庁は、中小企業の振興及びその従事者の経済的・社会的地位の向上を図り、経済社会の均衡ある発展に寄与するため、中小企業者の組織の整備、中小企業の経営の近代化、中小企業の助成及び振興その他中小企業に関する行政を総合的に推進することを主たる任務とするること。

第二 所掌事務及び権限

中小企業庁の所掌事務及び権限は、次のとおりとすること。

一 中小企業の育成及び振興を図るための基本となる施策を樹立し、及び推進すること。

二 中小企業者の組織に関すること。

四 中小企業庁長官は、三により勧告した重要事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し当該事項について内閣法第六条の措置がとられるよう意見を具申することができるものとす

ること。
三 中小企業の経営の近代化に関するこ

と。
四 中小企業の技術革新に関するこ

と。
五 中小企業における人材の確保に関するこ

と。

六 中小企業に対する資金の融通その他の助成に関するこ

と。
七 中小企業行政に係る関係省庁との調整に関するこ

と。
八 前各号に掲げるもののほか、現在、中

小企業庁の所掌事務及び権限とされてい

る事項。

第三 組織

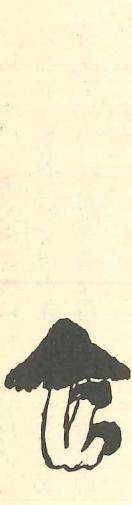
一 中小企業庁の長は、中小企業庁長官とし、國務大臣をもつて充てること。

二 中小企業庁長官は、所掌事務に関し、關係行政機関の長に対し必要な資料の提出及び説明を求めることが能够すること。

第五 施行期日
この法律は、昭和六十二年四月一日から施行すること。

二 関係法律の主務大臣を通商産業大臣から中小企業庁長官に改める等所要の法律の整備を行うこと。
一 増加し、百三十二とすること（なお、国務大臣の増員は、行わない）。

二 関係法律の主務大臣を通商産業大臣から中小企業庁長官に改める等所要の法律の整備を行うこと。



戦時災害援護法（案）

（援護）

第一条 先の大戦の際に、本邦その他の政令で定める地域において、これらの地域ごとに政令で定める期間内に、空襲その他の政令で定める戦時災害にかかった者で当該戦時災害にかかった当时日本の国籍を有していたものの、当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に関する援護に関しては、この法律に別段の定めがあるものを除き、戦

傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号。以下「特別援護法」という。）及び戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第二百二十七号。以下「遺族援護法」という。）（公務上の負傷又は疾病に係る障害年金及び障害一時金並びに弔慰金に係る部分（第三十五条第二項において準用する第二十四条第三項に係る部分を除く。）に限る。）の例による。

2 前項に規定する負傷又は疾病が特別援護法に規定する公務上の傷病に該当する場合は適用しない。

第三条 前条第一項に規定するもののほか、

同項に規定する者で当該戦時災害により死亡したもの（以下この条において「戦災死亡者」という。）の遺族には、遺族給付金として百二十万円を支給する。

2 遺族給付金を受けることができる遺族の範囲は、戦災死亡者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。第四項及び第六項において同じ。）、子、父母、孫及び祖父母で、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものとする。

3 戰災死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、将来に向かつて、その子は、戦災死亡者の死亡の当時日本の国籍を有し、かつ、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた子とみなす。

4 遺族給付金を受けることができる遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序とする。ただし、父母については、養

父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

5 遺族援護法第三十六条第二項の規定は、

前項の規定により遺族給付金を受けることができる順位にある遺族が生死不明である場合について準用する。この場合において、同条第二項中「弔慰金」とあるのは「遺族給付金」と、「昭和二十七年四月一日」とあるのは「戦時災害援護法（昭和六十一年法律第二百二十七号）」の施行の日」と、「昭和二十七年四月二日」とあるのは「同法の施行の日の翌日」と読み替えるものとする。

6 第二項に規定する遺族が、戦災死亡者の死亡の日以後この法律の施行の日（次項において「施行日」という。）前に、次の各号のいずれかに該当したときは、遺族給付金を支給しない。

一 日本の国籍を失つたとき。

二 離縁によつて、戦災死亡者との親族関係が終了したとき。

三 配偶者については、婚姻（届出をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしたとき。

四 配偶者、子及び孫については、第二項に規定する者及び戦災死亡者の兄弟姉妹で、戦災死亡者の死亡の当時、その者に

よつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

7 禁錮以上の刑に処せられ、施行日（戦災死亡者の死亡の日が同日後であるときは、その死亡の日）において、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまで

の遺族（刑の執行猶予の言渡しを受けた遺族を除く。）には、遺族給付金を支給しない。

8 遺族給付金は、五年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。この場合においては、遺族援護法中國債に係る部分の規定を準用する。

（調整規定）

第三条 第一条第一項に規定する負傷、疾病、障害又は死亡が、他の法令（行政措置を含む。）による給付（遺族に対する年金たる給付を含む。）でこの法律による援護に相当する給付として政令で定めるものの支給事由に該当する場合においては、政令の定めるところにより、この法律による援護の全部又は一部を行わぬことができる。

（政令委任）

第四条 遺族援護法に規定する日又は月の読

替えその他特別援護法及び遺族援護法の例によることが困難と認められる場合における特例に関しては、この法律による援護の趣旨に照らして合理的に必要と判断される範囲内で、政令で必要な規定を設けることができる。

2 第一条第一項の規定に基づく政令の改正により新たに遺族給付金を受ける権利を有する者があることとなる場合においては、日の読み替え等について、政令で必要な規定を設けることができる。

（特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律による改正前の特別援護法第四条第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四条第一項の規定により交付されたものとみなす。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特別援護法の一改正）

第二条 特別援護法の一部を次のように改正する。

第四条 第一条第一号中「又は別表第一号表ノ三」を「若しくは別表第一号表ノ三に

正十二年勅令第三百六十七号。恩給法施行令の一部を改正する勅令（昭和二十一年勅令第五百四号）による改正前のものをいう。」第三十一條第一項に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二項」を削り、「第一

項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条第一項中「（同条第二項の規定に該当する者にあつては、同条同項。以下この条において同じ。）」を削り、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

（特別援護法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 この法律による改正前の特別援護法第四条第二項の規定により交付された戦傷病者手帳は、この法律による改正後の特別援護法第四条第一項の規定により交付されたものとみなす。

（社会保険診療報酬支払基金法の一部改正）

第四条 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「第一百六十八号」を「第百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十一年法律第号）によりその例によるものとされる場合を含む。以下この項において同じ。」に改める。

（厚生省設置法の一改正）

第五条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「の外、左に」を「のほか、次に」に改め、同項第二号中「戦没者遺族」の下に「、戦時災害傷病者、戦時災害死亡者遺族」を加える。

第五条第八号中「及び戦没者の父母等に對する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）を「、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和四十二年法律第五十七号）及び戦時災害援護法（昭和六十一年法律第一号）」に改める。

第六条第八十一号中「戦傷病者特別援護法」の下に「（戦時災害援護法によりその例によるものとされる場合を含む。）」を加え、同条第八十四号の次に次の一号を加える。

八十四の一 戰時災害援護法の定めるところにより、障害年金等を受ける権利を裁定し、及び障害年金の額を改定すること。

（身体障害者福祉法の一部改正）

第六条 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第二項中「更生医療の外」を「更生医療のほか」に、「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。第四項において同じ。」に改める。

（精神衛生法の一部改正）

第七条 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第六項中「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十一年法律第一号）」に改める。

第十一条 児童扶養手当法（昭和三十六年法

一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。

律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第十三号の次に次の一号を

加える。

十三の二 戰時災害援護法（昭和六十一年法律第一号）に基づく年金たる給付

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の十四第一項中「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。第七十二条の十七第一項ただし書において同じ。」に改める。

理由

先の大戦の際に空襲その他の戦時災害にかかりた者の当該戦時災害による負傷、疾病、障害及び死亡に關し、国家補償の精神に基づき、これらの者及びその遺族に対し、戦傷病者特別援護法及び戦傷病者戦没者遺族等援護法による軍人軍属等の公務上の負傷、疾病、障害及び死亡に關する援護と同様の援護を行うとともに、その遺族に対し遺族給付金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第九条 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「但し」を「ただし」に、「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。次条第二項において同じ。」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

第十条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第一号中「第一百六十八号」を「第一百六十八号。戦時災害援護法（昭和六十一年法律第一号）によりその例によるものとされる場合を含む。」に改める。



編集後記

中曾根総理がひそかに執念を燃やしてきた「同日選挙」の可能性は、衆議院定数是正問題に関する議長調停がネットとなつて事実上ほとんど消滅した。これによつて、憲政のノーマルな在り方にそむく「同日選挙」の不條理を阻み、また、中曾根総理の「三選」への野望にも痛撃を加えることができた。

この結果を導いたのは、第一に、円高不況の大嵐のなかで党利党略による国政のろう断を許さなかつた世論の力であり、第二に「同日選挙反対」で終始歩調を揃えた野党の結束であり、第三には与党内各派の複雑な思惑違いも絡んでのことだとみられている。

いずれにせよ、中曾根総理の挫折は深刻といえるが、しかしこの結果だけで「中曾根三選」の道が完全に断ちきられたとみるのは、現状ではまだいささか早計というべきであろう。中曾根総理の野望は、けつして生半可なものではない。「同日選挙」構想の挫折はたしかに大きな痛手だが、それにもかかわらず中曾根総理は、しつようによつて回復の機会をうかがつてゐるところが自然である。

その立場からすれば、決定的な第一の機会は参議院選挙で自民党の圧勝を迎えることで

あり、第二には次期総裁候補をめぐつていわゆるニュー・リーダーズの調整がつかず、総裁の椅子を争うパワーゲームが收拾つかぬほど熾烈化することであろう。そして、そのようなシナリオの現実性は、いまの変転極まりない政界の雲行きからみて、あながち根拠なしとはいいきれないのではないだろうか。

しかし、保守政界内のそうした雲行きがどうあろうと、国民の側からみれば結果は明らかに不毛で、わが国の政治的現実を一步でも二歩でも前進させるものでないことは確かである。國の針路に対する選択と政治上・経済上の実績からみて、中曾根内閣は疑いなく戦後最低・最悪の内閣である。その命脈をつなぐことが極めて難渋な局面を迎えている今日の情勢を踏まえ、はつきりとトドメを刺す役割をわが党こそが担わなければならぬ。

そのキメ手は、何よりも参議院選挙でのわが党をはじめとする野党陣営の勝利である。目前のこの選挙におけるわが党の戦績の如何は、かつてのどの選挙のときよりも大きく直接受けて、自後の政権の性格と方向を規定することになると思われるのである。

(F)

政策資料編集委員会
委員長 嶋崎譲
編集委員

岡田利春
佐藤觀樹
森井忠良
清水勇
松浦尚
矢田部理
日野市朗
福間知之
高杉廸忠
渡辺利夫
博

佐藤菊雄
戸田琢郎
村沢牧
佐藤三吾
小林高摩三
瀬尾忠博
五十嵐広三
佐藤恒一
安恒良一
片山甚市
佐間田勝美
船橋成幸
渡辺三郎
沖崎利夫
福間知之
高杉廸忠
渡辺利夫
博

兼事務局長
会計監査

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円
送料 一部 五〇円

年間購読料 四二〇〇円 (前納)
ご送金は左記へお願いいたします。
郵便振替 東京8-80821
又は

| | |
|------|--------|
| 大和銀行 | 衆議院支店 |
| 普通 | 203888 |

日本社会党政策審議会

昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1986年6月1日発行

政策資料第237号

毎月1回1日発行

編集人 政策資料編集委員会

発行人 鳴崎譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

定価300円 (送料 50円)
